

学校教育

この冊子の中で使用する「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校を指します。(学校教育法第1条より)



作品展あそび～どんぐりの帽子屋さん～ 鳴尾東幼稚園

I 学校教育推進の目標

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「*VUCA」の時代とも言われている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言える。

このような時代の中で、一人一人のウェルビーイング（Well-being）を実現していくためには、社会を持続的に発展させていかなければならない。その実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材の育成が求められている。具体的には、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、問題解決に取り組もうとする態度・姿勢、そして知識やアイデアを共有するために不可欠な読解力・表現力や協働性といった資質・能力を備えた人材である。これらの資質・能力を学校教育において培っていくためには、学習指導要領を着実に実施する中で、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出すような活動が必要となる。そのためには、「社会に開かれた教育課程」を実現し、「何ができるようになるか」を明確に示し、習得・活用・探究のバランスを工夫し、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」を引き出す授業改善が必要となる。また、これらのことを前提として、学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTが必要不可欠なものであることを十分に認識し、これからの学校教育のあり方を検討していかなければならない。

本市では、「夢はぐくむ教育のまち西宮」を基本理念とし、学校・家庭・地域が三位一体となり「志を支える立志の里」を実現すべく「総がかりの教育」を進めてきた。この理念と実践は、第5次西宮市総合計画においても「子供が夢を抱き、夢に向かって挑戦できる教育や、学校・家庭・地域との連携を推進する」と、学校教育の目標として明記しており、学校・家庭・地域が自らの役割と責任を自覚し、三者が緊密に連携し、地域や子供の実情に応じた「育てたい子供像」や「課題」、「目標」を明確にした上で、自主的・自律的で創意工夫のある教育活動を展開している。

本市の子供の実情については、全国学力・学習状況調査や市独自の学力調査、その他各種調査により傾向の把握に努めており、国語、社会、算数・数学、理科、英語（中学校・義務教育学校後期のみ）の習得状況については、概ね良好である。一方、自ら課題を設定して情報を集め、整理・考察することや考えたことがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫することなどについて、肯定的な回答をした子供の割合は、6割程度にとどまっている。また、「自分には、よいところがあると思う」「自分と違う意見について考えるのは楽しい」といった非認知能力に関わる質問についても全国平均を下回っている。（p.27 参照）。このような、子供個々の資質・能力に関する事柄の他に、不登校傾向の子供や特別な支援を必要とする子供に関して、全国と同様に、本市においても増加傾向が見られることから、様々な機会やツールを利用して、学校が子供たちのセーフティーネットとして機能していくようなあり方を構築していく必要がある。

これらを踏まえ、「**自他の可能性を信じ、夢と志を語り、主体的に自らの人生を切り拓こうとする子供の育成**」を目指して、本年度も次の3点を学校教育推進の基本目標として掲

げる。

《*VUCA…Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）》

学校教育推進の基本目標

1 子供の育ちのためにつながる

2 「生きる力」をはぐくむ

3 子供の育ちをささえる

1 子供の育ちのためにつながる

子供の育ちと学びを支えるためには、学校は学校の内外において様々なつながりを築き、多様な学びの場や温かい見守り体制を提供する必要がある。そのためには、家庭・地域・学校がつながることの価値を共有し、つながるための仕組みづくりが重要である。

（1）家庭・地域とつながる

家族形態の変化による家庭の教育力の低下や、地域のつながりの希薄化等による地域の教育力低下が指摘される中、子供の教育環境を充実させるためには、学校、家庭、地域それぞれの教育機能の充実を図るとともに、相互の連携を強化し、学校・家庭・地域が一体となって子供の教育に取り組む環境づくりを進めていく必要がある。とりわけ、子供の成長において生活時間の多くを占める家庭と学校との連携・協力は極めて重要であり、子供の育ちにかかわるパートナーとして、子供の学びを核とした協働関係の構築が求められる。

また、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施の推進により、学校と地域が連携・協働し、一体となって子供たちの成長を支えていくことも必要である。

地域活動に対する本市の子供の実情について、全国学力・学習状況調査の結果を見ると、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」という質問に対する回答は、コロナ禍を経て肯定的に大きく伸びている。一方で、「今住んでいる地域の行事に参加しているか」という質問では、全国平均を下回る結果となっている（p.27 参照）。地域で大切にされてきた行事等の意義を知り、そこに参加することでふるさとに誇りを持ち、地域の一員として何ができるかを子供たちが主体的に考えたり、行動したりする機会を設けることが大切である。

（2）校内や校種間につながる

複雑化・多様化した教育課題を解決していくためには、専門性に基づくチーム体制を構築し、学校のマネジメント機能の強化を図り、教職員一人一人が力を発揮できる環境を整備し、「チームとしての学校」をつくり上げていくことが大切である。

同時に、全ての教職員は社会の形成者を育てているという自負と使命感を共有し、その責任を全うするために、経験に裏打ちされた「知の継承」と「知の交流」ができる校内で

の「つながり」も強固なものにしていかなければならない。

また、子供の育ちは連続しており、各校種は子供の発達段階に応じたそれぞれの保育や教育に責任を持ち、更なる「責任を継承する」という意識を持つことが大切である。このことは、幼稚園教育要領や学習指導要領においても、前段階の教育を通してはぐくまれた資質・能力を踏まえた教育活動の実施、及び次の段階の教育内容を踏まえ、円滑な接続が図られるよう工夫することとして、「学校段階等間の接続」が重視されている。

本市においては、幼保認小連携、小中連携、中高連携を推進してきた。中でも平成 25 年度から全市を 20 ブロックに分けて進めてきた西宮型小中一貫教育では「教科等指導」「生徒指導」「人権教育」を 3 本柱として全市的に取り組み、加えて、ブロックごとの教育課題解消にも努めてきた。このことにより、校種間における教職員や子供の交流を進展させるとともに、相互理解を深め、連携して子供の育ちと学びをつなごうとするしくみを整えてきた。特に近年は、共通するテーマを設定した合同研修会を開催し、校種それぞれの取り組みや課題の交流、教科や分掌等による分科会により、教職員が子供の成長を 9 か年で捉えようとする具体的な取り組みも進んでいる。ブロックごとに「目指す子供像」と「小中一貫目標」を共有し、互いに尊重する関係を築きながら、子供の成長を支えようとする取り組みを今後更に深化させていきたい。

西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校（以降 西宮浜義務教育学校と記す）においては、総合教育センターとの連携による 9 か年を一貫とするカリキュラム研究や、教育研究等に取り組み、その成果を広く還元していく。

2 「生きる力」をはぐくむ

本市では、これからの社会を生きるために必要な「生きる力」をはぐくむ取り組みを続けてきた。「生きる力」をはぐくむためには、知・徳・体を一体としたバランスのとれた成長が大切であり、学習指導要領においても「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指している。

また、学習指導要領に「生きる力」の理念が、具体的な資質・能力の育成として示されたことにより、学校園においては「何ができるようになるか」を明確にしながら教育活動に取り組むこととなった。次代を担う子供たちが、様々な変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせ、社会や人生、それぞれの生活をより豊かに生きていくために、その育成に向けた取り組みを進めていかなければならない。

（1）これからの社会で求められる資質・能力

前述したように、今、求められているのは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力である。この資質・能力の具体として、学習指導要領の改訂に関する、平成 28 年の中央教育審議会において「文章の意味を正確に理解する読解力」「教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力」「対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力」等が挙げられた。

そして、経済協力開発機構（OECD）は、子供たちが 2030 年以降も活躍するために必要な資質・能力について、令和元年 5 月に『Learning Compass 2030』を発表した。この中

で、子供たちがウェルビーイングを実現していくために、自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身につけることの重要性が指摘された。

一方で、「豊かな情操や規範意識」「自他の生命の尊重」「自己肯定感・自己有用感」「他者への思いやり」「対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力」「困難を乗り越えものごとを成し遂げる力」「公共の精神の育成」「体力の向上」「健康の確保を図ること」などは、どのような時代であっても変わらず重要な資質・能力である。

また、選挙権年齢や成年年齢の引き下げにより、児童生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなった。特に高等学校においては、学校の特色化や魅力づくりを推進する中で、生徒が生涯にわたって学び続け、その学びを社会や人生に生かそうとする力を育成するために、主権者教育やキャリア教育、消費者教育等の充実が求められる。

(2)「確かな学力」をはぐくむ

学力については、学習指導要領の総則において、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が努める」と記されている。子供たちが身につけるべき「基礎的・基本的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」は表裏一体の関係にある。思考力を育てるためには基礎的な知識が必要であり、基礎的な知識の定着のためには思考する活動が必要である。「主体的・対話的で深い学び」の過程は、知識・技能を定着させる上でも、学習意欲を高める上でも効果的であることが指摘されている。子供たちが「何を学ぶか」という知識・技能の質や量の改善はもちろん、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業の工夫・改善が求められる。

また、学力調査の結果や学校における子供の姿により、自己肯定感が高いと教育効果が高まることが明らかになってきた。学校での学びを確かなものにするためには、日々の学習活動において、実生活との関連も含めて、子供が学ぶことの意義や楽しさを実感できることが重要である。AI 技術が高度に発展する Society5.0 時代だからこそ、教職員による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での様々な体験活動の重要性がより一層高まる。学校では ICT など活用して、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題発見や解決に挑む機会を創出したい。そして、その学びに対して形成的な評価を積み重ね、子供が自信をもつことができる「確かな学力」の育ちを支える土壌づくりに努めたい。

(3)「豊かな心」をはぐくむ

「豊かな心」とは、「他人を思いやる心」「生命や人権を尊重する心」「自然や美しいものに感動する心」等の、豊かな人間性を育成する基盤となる心情であり、その育成には、道徳教育や人権教育をはじめとする全ての教育活動を通じた心の耕しが必要である。

道徳科の授業は道徳教育の要として位置付けられており、その充実が求められる。子供が、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができる授業づくりに励みたい。

道徳性や人権感覚は、「道徳科」や「総合的な学習（探究）の時間」といった特定の時間

だけではなく、日々の、人や事物との関わりを大切にする中ではぐくまれるものである。学校においては、教科や領域の指導の中で、子供同士が関わる時間や地域の方々と関わる機会を意図して設定することなどにより、豊かな関わりを経験させたい。また、適切な時期に発達段階に応じ、意図や目的を明確にした自然体験や環境体験等の体験活動に継続的に取り組ませ、試行錯誤や心の葛藤を通して自他の尊重、協力することの大切さを実感させることも大事である。加えて、継続的な読書活動や地域の方々と関わりの中での社会体験活動や奉仕活動、被災地や困難な状況にある人々や地域・国に心を寄せた取組みを進める中で、子供の「豊かな心」をはぐくみたい。

また、社会の形成者として主体的に対応できる能力を育成するためには、学校生活のあらゆる場や機会を利用した取組みを進める必要がある。学校内や地域で挨拶をする、他人に迷惑をかけないなどの当たり前の行為から、地域行事の企画や運営に携わるなどの、社会に参画する機会を通して、学級や学校、地域への所属感を高め、子供に社会との関わりを意識させたい。更に、その所属する集団を維持する上での規律の意義や必要性、人とのつながりの大切さを実体験させることで、「規範意識」や「いじめを許さない心」等、自律心をはぐくむことも重視したい。

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（文部科学省）では、新型コロナウイルス感染症によって、人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があることや、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることが指摘されている。子供の心の様子を把握するために、「こころん・サーモ」を活用するとともに、引き続き、子供に接するあらゆる機会をとらえ、いつでも、どこでも相談できる雰囲気づくりと支援体制の整備に努めることが大切である。加えて、学習や生活の基盤として、教職員と子供の信頼関係、子供相互のよりよい人間関係を育てるため、学級経営の充実を図ることも重要である。

（４）「健やかな体」をはぐくむ

日常において、自己の健康を管理するとともに、安全な生活を送る術を身につけることは、今後の社会生活を営む上で大変重要なことであり、感染症の予防や災害からの回避等、自分を大切にすることは、他者を大切にすることにつながる。今後、新型コロナウイルス感染症のように新たな感染症が流行した際にも、子供自身が正しい知識を持ち、感染予防に主体的に取り組めるように力をつけていく必要がある。

また、近年、食生活の乱れや肥満・痩身傾向等、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化していることから、食育の重要性も高まっている。さらに、コロナ禍における生活習慣の変化や運動機会の減少、スクリーンタイムの増加等を要因とする子供の体力低下が全国的に問題視されている。幼児期からの成長に応じた運動遊びや仲間と運動に取り組むことを通して運動することの楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるように工夫を行いたい。

家庭・地域と連携し、健康教育や安全教育、食育、体育指導等を核として、広く学校や社会において、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を培い、子供の健やかな体と社会の形成者としての成長を支えていきたい。

3 子供の育ちをささえる

教職員は、学校において、子供の育ちに直接影響を与える立場にあり、自身の資質向上のため、学校内外での研修・研究・修養が求められている。そのため、全ての教職員が親和的につながる学校風土の中で、校内研究が推進され、共に学び合い高め合うことで、子供の育ちをささえる力を高めていきたい。ひいては、教職員が日々の生活や人生を豊かに過ごし、子供たちへの効果的な教育活動に取り組むことができるよう、継続的な業務改善の推進が必要である。

さらに、施設面では、今後の児童数や生徒数の推計や施設の老朽化の状況を把握した上で、「必要な機能の整備」「良好な教育環境の整備」「施設の有効活用」の3点を具体的方針として、学校施設の計画的・効率的な整備を進めていく。

(1) 学びの質の向上に取り組む

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境が急激に変わっていく中で、教職員には、変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割が求められている。

学校は、自校の教育活動を振り返り、これからの社会に必要な資質・能力をはぐくむ学習活動・指導が行われているかを検証し、その結果を踏まえ、より有効な学習活動と指導方法の研究に取り組むことが求められる。具体的には、今まで各校で取り組んできたグループ・ワーク、探究的な学習活動、様々な体験活動、学校図書館やICT環境を活用した指導等の成果や現状分析を踏まえ、全ての子供たちの可能性を引き出すために、児童生徒用ICT端末も有効に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの往還が展開できるよう、指導方法の充実を図っていく必要がある。その過程においては、これまで授業研究等で積み重ねてきた、子供たちの思考を深める「発問」を重視し、一人一人の多様性と向き合いながら、一つのチーム（目標を共有し活動をともし行う集団）としての学びに高めていくといった強みを最大限に生かし、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却していかなければならない。

また、社会とのつながりをより意識させるためにも、専門的知識・技能を有している地域人材の協力を得たり、行政・専門機関等と連携を図ったりするなど、あらゆる教育資源を有効に活用したい。

(2) 教育環境の整備

新しい時代の教育に向け、持続可能な教育環境や体制の整備が求められている。

教育の根幹をなす教職員は、その人間性や創造性を高め、自らの授業を磨き、子供と丁寧に向き合い、効果的な教育活動を行うことが期待されている。その実現のためにも、学校における働き方改革を進めていかなければならない。

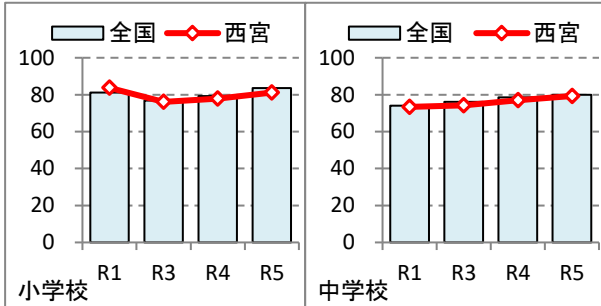
また、子供たちの安心・安全を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を図る必要がある。そのため、西宮市学校施設長寿命化計画に基づき、「確かな学力」「インクルーシブ教育システムの構築」「学校図書館の活用」「ICTの活用」等、学習指導要領で求められる子供たちの学びに必要な機能に配慮し、学校施設の計画的・効率的な整備を進めていく。あわせて、災害が生じた際の学校安全の確保、学校施設の防災機能強化等の教育環境の確保に取り組んでいく。

西宮の子供の現状

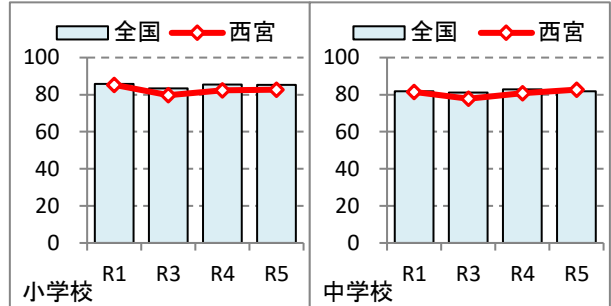
令和5年度(2023年度)全国学力・学習状況調査 児童質問紙(小学6年)、生徒質問紙(中学3年)結果より

「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合

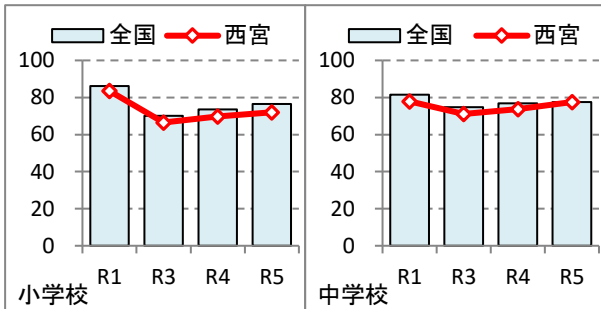
自分には、よいところがあると思いますか



学校に行くのは楽しいと思いますか

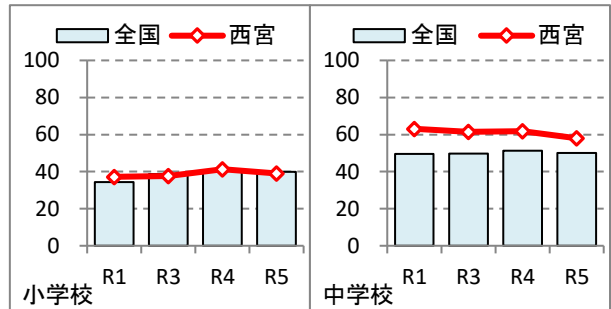


自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか

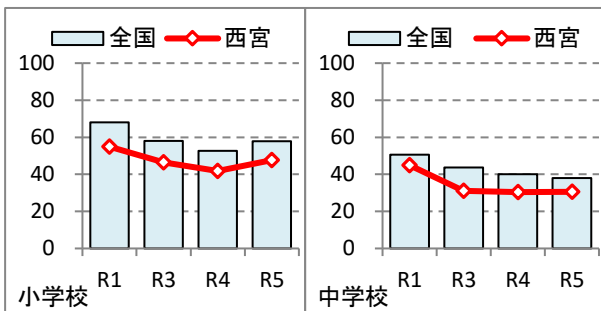


学校の授業時間以外に、平日1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか

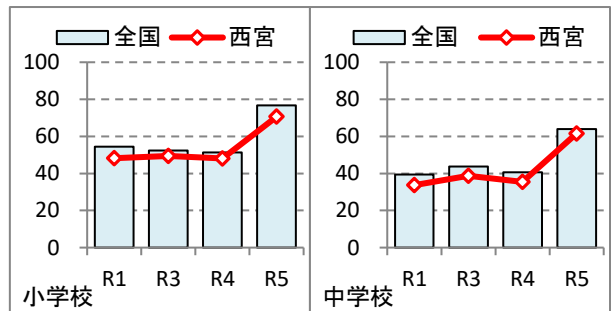
(10分以内、または全くしないと回答した割合)



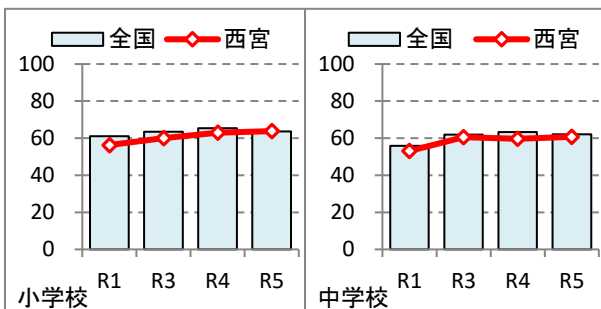
今住んでいる地域の行事に参加していますか



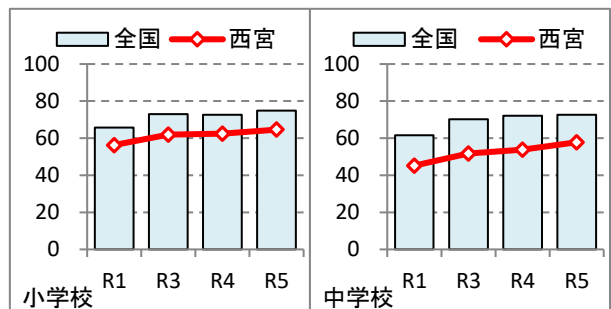
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか



これまで受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか



総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか



Ⅱ 学校教育推進の重点



芋ほり 西宮支援学校

参 考



[「文部科学省：学習指導要領」](#)



[「兵庫県教育委員会：学校教育」](#)



[「文部科学省：中央教育審議会
諮問・初等中等教育分科会」](#)



[西宮市教育委員会：学校教育課](#)



[「文部科学省：告示・通達」](#)



[西宮市教育委員会：西宮市立
総合教育センター](#)

1

子供の育ちのためにつながる

(1) 自主・自律の学校経営

取組みの重点

家庭や地域と教育課程を共有し、子供の志を支える

持続可能な社会の創り手となることができる子供たちを育成していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とで共有することが求められる。そのために、学校は「社会に開かれた教育課程」を重視し、学校教育を学校外に開くことで、地域の人的・物的資源も活用したカリキュラム・マネジメントが確立され、地域との連携及び協働により、誰一人取り残さない学校教育の実現を目指す。

また、子供個々の特性や課題に応じた「指導の個別化」や子供自身が学習を調整する「学習の個性化」を図り、「個別最適な学び」（「個に応じた指導」）を実現する。そして、その成果を持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、それぞれの学びを一体的に充実させることを目指す。

<具体的方策>

- ・学年や校種を越えてつながり、多様な子供たち一人一人の育ちや学びに見通しと責任を持つ。
- ・学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応するために求められる資質・能力を教科横断的な視点に立って育成する。
- ・校長のリーダーシップの下、全ての教職員が参加して行う「自己評価」と、学校運営協議会等が行う「自己評価」に基づいた「学校関係者評価」の結果を活用し、PDCA サイクルによる学校運営の改善を推進する。
- ・全ての教職員は、学校教育目標及び学校経営方針のもと一つとなり、それぞれの能力や適性を発揮するとともに、家庭や地域等と協働して教育活動に取り組む。（カリキュラム・マネジメントの確立）

関連資料等

○今後の教育施策に関する基本的な方針

(令和5年6月「教育振興基本計画」閣議決定をもとに作成)



1

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・探究・STEAM 教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で、外国語教育の充実、SDGs の実現に貢献する ESD などを推進

2

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(*DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT などの活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

*DE&I(Diversity, Equity and Inclusion)

3

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

4

教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・DX に至る3段階(電子化→最適化→新たな価値(DX))において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進
- ・GIGA スクール構想、情報活用能力の育成、校務 DX を通じた働き方改革、教師のICT 活用指導力の向上等、DX 人材の育成等を推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル(対面)活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組み合わせ

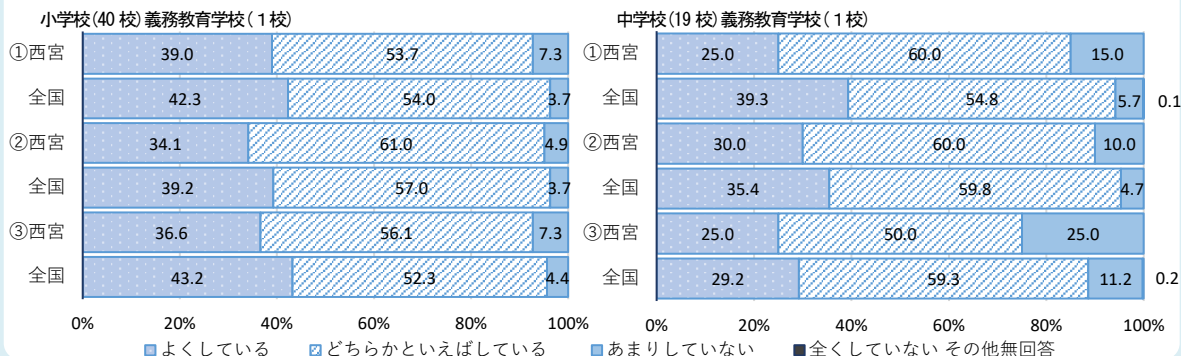
5

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

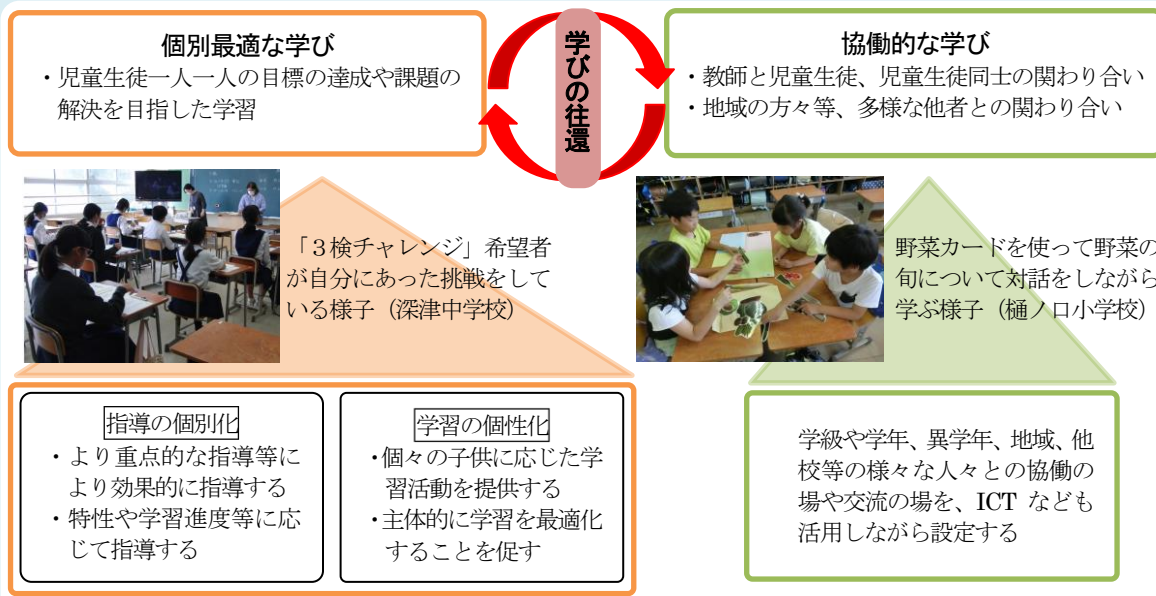
- ・学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT 環境の整備、経済状況等によらない学び確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定等

○「全国学力・学習状況調査」にみる西宮市の状況 (令和5年度「全国学力・学習状況調査」学校質問紙をもとに作成)

- ①教育課程表(全体計画や年間指導計画等)について、各教科等の教育目標や内容の相互関連が分かるように作成しているか
- ②児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立しているか
- ③指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせているか

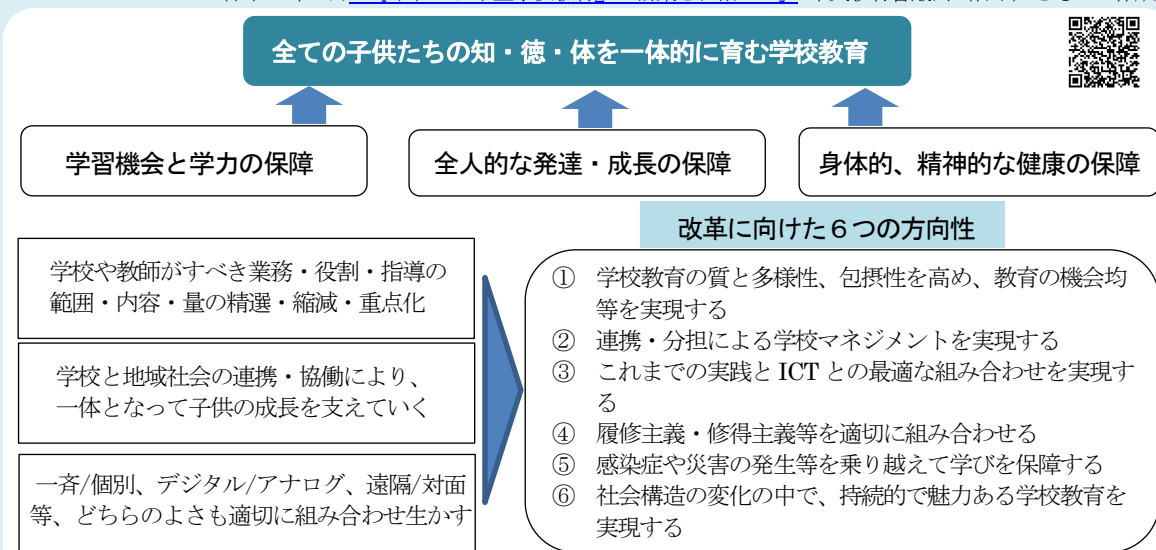


○個別最適な学びと協働的な学び (令和3年1月「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」中央教育審議会(答申)をもとに作成)



○「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

(令和3年1月「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」中央教育審議会(答申)をもとに作成)



1

子供の育ちのためにつながる

(2) 家庭・地域との連携・協働の推進

取組みの重点

家庭や地域と目指すべき教育のあり方を共有し、協働活動を推進する

学校は、子供たちにとって、未来の社会に向けた準備の場であると同時に、現実の社会と関わりを持ちながら、毎日の生活を築き上げていく場でもある。学校そのものが、子供たちや教職員、保護者、地域の人々等から構成される一つの社会であり、子供たちが、様々な人と関わりながら学んだことを、人生や社会づくりに生かそうとすることが大切である。

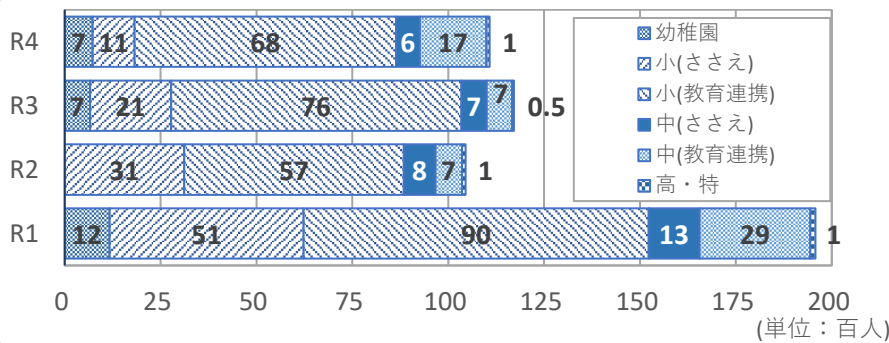
この実現のために、学校には目指すべき教育の方向性を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことが求められており、幼稚園を除く全ての市立学校でコミュニティ・スクールのしくみを核として、その実現に向けた取組みを進める。

<具体的方策>

- ・学校運営協議会における熟議により、家庭や地域と「育てたい子供像」や「目指す学校像」等を共有する。
- ・教育連携事業等を活用し、家庭や地域との協働活動をさらに推進する。
- ・自校の教育の推進方針、学校での教育活動や地域における子供の様子等を情報発信し、共有する。

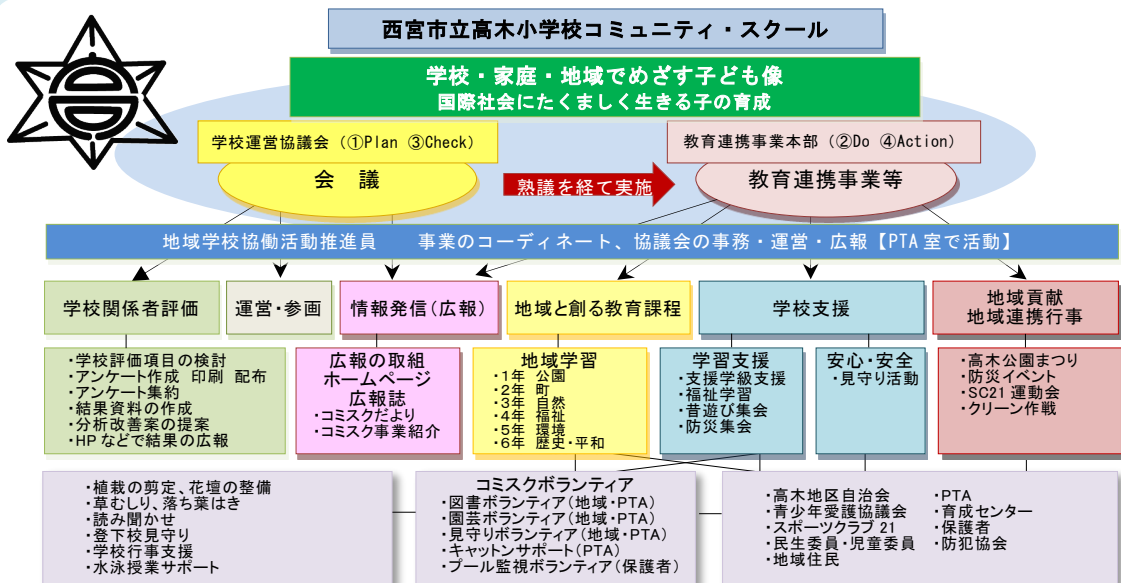
関連資料等

○教育連携 登録ボランティア数（学校サポート「ささえ」を含む）



地域の方がボランティアとして学習支援を行っている
(東山台小学校)

○コミュニティ・スクールの推進体制（高木小学校）



1

子供の育ちのためにつながる

(3) つながりによる教育の推進

取組みの重点

子供の様子や地域の課題に応じた、校種間の具体的なつながりを全市で推進する

「つながり」を育む機会・方法を工夫し、生きる力にあふれた子供の育成を図るため、「縦」と「横」のつながりをもとに「確かなつながり」の実現に向けた取組みを進めてきた。

「縦のつながり」では、幼保認小連携（つながり事業）・西宮型小中一貫教育・中高の連携を、「横のつながり」では、コミュニティ・スクールを中心に家庭・地域との連携等を推進する。

これまで培ってきたつながるためのしくみを大切にしながら、学びの素地となる力や学習内容等の関連性や連続性について研究を深めることにより、地域の課題に目を向けながら、子供たちの課題を解消するとともに成長を共有し、豊かな育ちを保障していく。

<具体的方策>

- ・子供の育ちと学びを踏まえた連続性のある教育を推進できるよう、学校内や学校間、地域と情報や課題を共有するとともに、他校種の教育・指導内容を相互に理解する。
- ・校種間連携で、地域の課題や目指す子供像や一貫した目標を共有し、課題の解消や子供の成長に向けた具体的な取組みを実践する。
- ・地域教材を活用したり、地域に根差した学習活動を展開したり、地域行事への参画を促したりするなど、地域の一員として自覚を持たせる。
- ・つながる手段として、実際に出会うなどの体験活動を大切にしつつ、ICT を効果的に活用する。

関連資料等

○小中一貫教育での取組み

ICT教育・不登校・中一ギャップをテーマに小中一貫ブロックで交流テーマ別にグループ交流を行い、各校の取組みや課題解消に向けて討議した。9年間を見通して子供の育ちを考えることや小中連携を積み重ねることが、円滑な接続につながることを確認できる機会となった。



(塩瀬中学校・名塩小学校・東山台小学校・生瀬小学校)

○中学校と高等学校との交流



(平木中学校・市立西宮高校)

図書館開放を利用した学習会
学校図書館で行う放課後学習会に、市立西宮高校の生徒がボランティアとして参加。中学生と高校生が互いに刺激をもらいながら学習を進めている。

○幼稚園と中学校との交流

家庭科の発展として交流を実施
中学生が校区にある公立幼稚園児との交流を実施。手作りの絵本の読み聞かせや触れ合いを通じて、憧れや自己有用感等を醸成する機会となった。



(若楽園中学校・越木岩幼稚園・夙川幼稚園)

○西宮市としての取組み

西宮型小中一貫教育

中学校区をもとに「小中一貫ブロック」を設置し、教科等指導・人権教育・生徒指導を「全市的な取組み」の三本柱として推進するとともに、「地区ごとの教育課題に沿った取組み」を推進している。



小中一貫ブロックシート

小中一貫ブロックごとにシートを作成し、教育目標やめざす子供像、重点的な取組みなどを明確にした。学校教育課HP内にも掲載し、市内の取組みを閲覧することができる。



みやっこ「つながり」カリキュラム

学びの芽生えの時期（幼児期）から、自覚的な学びの時期（児童期）へのつながりを見通し、教職員同士・子供同士の交流活動に取り組み「連携」から、双方のカリキュラムをつなぐ「接続」へとステージを進めることを目的に、活用を推進している。



2

「生きる力」をはぐくむ

(1) 確かな学力の育成

取組みの重点

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学習評価の充実を図り、授業改善に努める

「確かな学力」の定着のためには、学校教育法第30条第2項に示された学力の三要素をバランスよくはぐくむことが重要である。

単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」という観点で、育成を目指す資質・能力を整理し、それらを育成するために「何を学ぶか」という必要な指導内容を検討するとともに、「どのように学ぶか」という子供たちの具体的な学びの姿を考えながら構成していくことが必要である。

そのために、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるなどの授業改善に取り組み、子供一人一人の学ぶ喜び・わかる嬉しさを積み重ねていく。また、ICTを効果的に活用し、これまでの実践との最適な組み合わせを実現し、全ての子供たちの可能性を引き出すための支援が大切である。

学習評価は、子供の学習改善につなげることや、教師の指導改善を図る重要な役割があり、特に子供たちが学習の成果を的確に捉えることができる学習評価の充実が求められる。

<具体的方策>

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、指導方法等の充実に努める。
- ・考えや気持ちを伝え合う、豊かな語学力・コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・探究的な学習の過程を重視した総合的な学習の時間の充実を図る。
- ・学習指導要領に基づいた評価規準やルーブリックなどを示し、子供に対して目標を明確に示した上で学習指導を行う。
- ・評価の方針、方法、結果等について、市で示した評価規準表を自校の実態等にあわせて具体化し、学校全体で共通理解を図り、信頼性・妥当性のある学習評価を行う。
- ・「わからない・できない」子供への手立てを明確に示した指導計画を立てる。
- ・学力・学習状況調査等の結果を分析して、課題を把握し、授業改善等の具体的な取組みを推進する。
- ・デジタルコンテンツや児童生徒用 ICT 端末等の ICT 環境、学習を支援する人材の効果的な活用を図る。
- ・学校図書館の機能を活用し、情報を適切に収集・選択・活用する技能や推論する力、見通す力等を身につけさせる。
- ・基本的生活習慣の確立、家庭学習や読書等の習慣の定着がなされるよう、学校と家庭が信頼関係を構築し、手立ての共有に努める。

関連資料等

○「確かな学力」について ～学力の三要素～

(「学校教育法」第30条第2項)

(略) 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能**を習得させるとともに、これらを活用して**課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくみ、**主体的に学習に取り組む態度**を養うことに、特に意を用いなければならない。※この規定は、中学校・高等学校に準用する。

○子供たちに育むべき資質・能力

(平成29年3月「学習指導要領」前文)

一人一人の児童生徒が、**自分のよさや可能性を認識**するとともに、**あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働**しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。

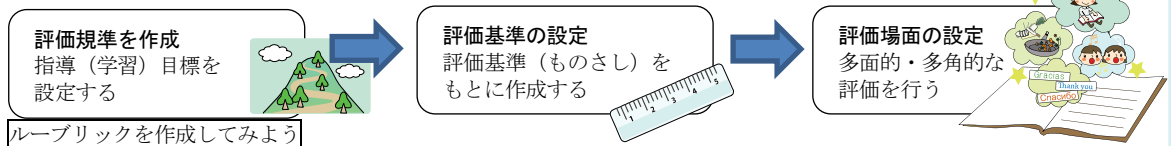
○「子供の学び」の姿

(令和3年1月「令和の日本型学校教育」の構築を目指して) 中央教育審議会(答申)をもとに作成



○ 授業の充実に向けて

授業における指導目標を明確にするために



ルーブリックを作成してみよう

- ・指導目標がより明確となり、指導と評価の一体化が図れるようになる。
- ・児童生徒と共有することで、児童生徒自ら最終的な到達度だけでなく、現時点での到達度、伸びを測ることができる。

【ルーブリック】主体的に学習に取り組む態度の例 (EduNet「いずみ」評価の研修資料より)

A	B
<ul style="list-style-type: none"> ・Bに加え、提案内容が、「学校」「地域」いずれもを紹介できるものとなっている。 ・Bに加え、自分の経験や実際に自分が参加した状況等を含めて紹介しようとしている。 ・Bに加え、例えば海外の学校では…等、例を用いながら相手に伝えようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「食えることが好き」「行事が好き」「運動が好き」に関連した提案内容を選んでいる。 ・提案内容を資料に基づいて紹介しようとしている。 ・難しい言葉を使わず、相手に伝えようとしている。

※ルーブリックとは

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語からなる評価基準表。

○授業づくりの参考資料

「全国学力・学習状況調査 報告書」



学力調査の結果を踏まえ、授業の改善・充実を図る際の参考となるよう、授業のアイデア例を国立教育研究所の報告書に掲載。
(R5 国立教育研究所)



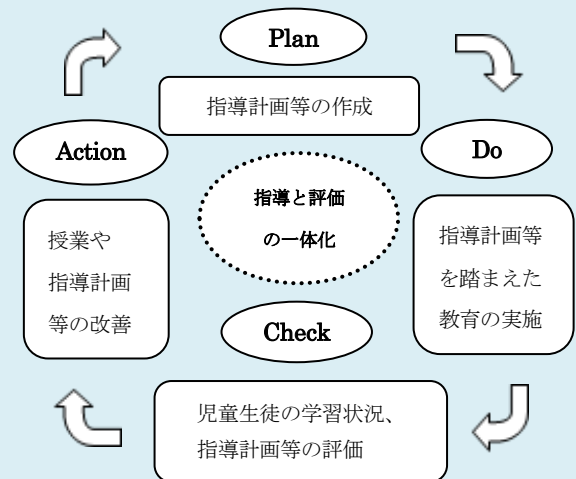
「ひょうごつまずきポイント指導事例集」



学力調査の分析からつまずきポイントを抽出し、解消に向けた指導の工夫例を掲載。
(H29 兵庫県教育委員会)



○学習指導と学習評価の PDCA サイクル



○学校図書館の機能の活用

(平成29年3月「学習指導要領」より)

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童(生徒)の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童(生徒)の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

〈学校図書館が有する3つの機能〉

「読書センター」：児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導を行う

「学習センター」：児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする

「情報センター」：児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする

※詳細については、P.71「学校文化の拠点となる学校図書館」を参照

2

「生きる力」をはぐくむ

(2) 外国語教育の推進

取組みの重点

考えや気持ちを伝え合う、豊かな語学力・コミュニケーション能力の育成を図る

グローバル化の進展により、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、外国語を用いて互いの考えを伝え合い、理解し合うことの重要性は増している。

このことを踏まえ、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造することができるよう、英語をはじめとする外国語教育の充実を図る。

また、言語の背景にある文化の理解や相手への配慮を行いながら、主体的に伝え合う能力の育成に取り組む。そして、豊かな語学力やコミュニケーション能力、主体性や創造性、チャレンジ精神・異文化理解の精神等をもってグローバルに活躍する人材を育成していく。

<具体的方策>

- ・ALT（外国語指導助手）や児童生徒用 ICT 端末等を効果的に活用して、自分の考えや気持ちを伝え合う言語活動を中心に据えた授業づくりに取り組む。
- ・小学校においては、ALT だけでなく地域人材も活用し、実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合うなど、中学年での外国語活動、高学年での外国語科の取組みを充実させる。
- ・中学校外国語科においては、小学校で学んだ音声から文字への円滑な接続等、学びの連続性を図るとともに、「やり取り」と「即興性」を意識した対話的な言語活動を一層重視する。
- ・高等学校外国語科においては、小学校及び中学校での学びを踏まえ、五つの領域を結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合うなどのコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。

関連資料等

○発達段階に応じた取組み



(上甲子園小学校)

小学生

ALT や地域人材を活用して、英語によるコミュニケーション活動を活発化させる。



(瓦木中学校)

中学生

ICT 端末等を活用して、海外の生徒と英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う。



(西宮高校)

高校生

英語で聞いたり読んだりしたことを基に、話し合いや意見交換、書く活動を行う。

○参考資料

- ・「[外国語教育はこう変わる!](#)」(動画)
(令和5年 文部科学省 YouTube mexchannel)



- ・「[外国語の指導における ICT の活用について](#)」

(令和2年 文部科学省)



2

「生きる力」をはぐくむ

(3) 情報活用能力の育成

取組みの重点

児童生徒用 ICT 端末を日常的に活用し、情報活用能力を育成する

情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤となる資質・能力である。そこで、児童生徒用 ICT 端末を日常的に活用し、「基本的な探究スキル」「問題解決・探究における情報活用」「プログラミング」「情報モラル・セキュリティ」の観点に関連させた情報活用能力を身につける必要がある。

プログラミング教育については、教育課程全体を通じて、プログラミング的思考を育成する意図を持って指導することが大切である。また、ネット依存やネットトラブル、健康被害等を防止するため、発達段階に応じて情報モラル教育を系統的に行うことも重要である。

<具体的方策>

- ・各教科等の年間指導計画に、ICT の活用、情報モラルに関する指導を位置付ける。
- ・授業の「課題把握」「個人思考」「集団思考」「まとめと振り返り」など、それぞれの場面で児童生徒用 ICT 端末を日常的に活用する。
- ・適切なコミュニケーションの取り方や情報発信のあり方、個人情報やパスワード、著作権等の保護、トラブル回避、健康維持等についての正しく理解させる。
- ・教科等において、コンピュータを用いたプログラミングの体験等を通じて、プログラミング的思考を育成する授業に取り組む。

関連資料等

○情報活用能力を構成する資質・能力

知識及び技能

- ・情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能
- ・問題解決・探究における情報活用の方法の理解
- ・情報モラル・セキュリティなどについての理解

思考力、判断力、表現力等

- ・問題解決・探究における情報を活用する力
(プログラミング的思考・情報モラル・セキュリティを含む)

学びに向かう力、人間性等

- ・問題解決・探究における情報活用への態度
- ・情報モラル・セキュリティなどについての態度

(令和2年6月「[教育の情報化に関する手引き\(追補版\)](#)」文部科学省より)

○児童生徒用 ICT 端末を活用した学びのステップ

ステップ1

“すぐにでも” “どの教科でも”
“誰でも” 生かせる児童生徒用
ICT端末

ステップ2

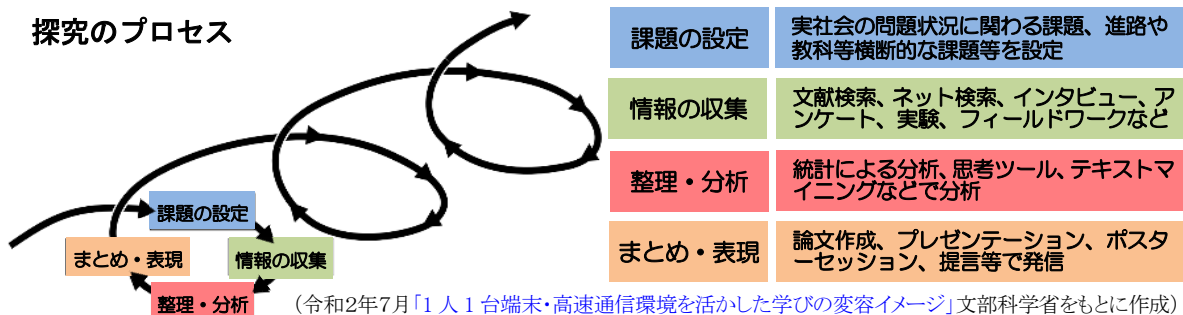
教科の学びを深める
教科の学びの本質に迫る

ステップ3

教科の学びをつなぐ
社会課題等の解決や一人一人の
夢の実現に生かす

○探究のプロセスにおける児童生徒用 ICT 端末の活用

探究のプロセス



2 「生きる力」をはぐくむ

(4) キャリア教育の推進

取組みの重点

自分らしい生き方の実現に向け、社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育てる

人は生涯、様々な立場でその役割を果たしながら、自分の役割の価値や自分と役割の関係を見いだしていく。このような営みの積み重ねがキャリアである。

キャリア教育では、子供が社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現していく「キャリア発達」を促すことを目指している。そのために学校で学ぶことと社会の接続を意識し、子供の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力をはぐくむことが重要である。キャリア教育に取り組むにあたっては、特別活動を要としつつ、学校の教育活動全体を通じて組織的・系統的行うことが大切である。

<具体的方策>

- ・指導資料等を活用した研修を通して、小学校から高等学校までの継続的な指導の充実を図る。
- ・キャリアノートや兵庫版「キャリア・パスポート」の活用を図り、学習や活動を見通したり、振り返ったりしながら、自分を見つめる場面を意図的に設定する。
- ・児童生徒が成長や変容を自覚できるようにするために、対話的なかわりを大切にする。
- ・自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働できる体験活動を積極的に取り入れる。
- ・自校の課題や教育目標を踏まえ、体系的・系統的な指導計画及び全体計画を作成する。
- ・学年間・校種間、家庭や地域等との連携を図り、体系的なキャリア教育を推進する。

関連資料等

○発達段階に応じた活動

幼稚園児

収穫したジャガイモ・タマネギを友達と協力して調理し、食べることにより、人とかかわることの楽しさを味わう。
(春風幼稚園)



小学生

保護者や地域の方の協力の下、校区の防災施設を調べ、社会における自らの役割を考える。
(鳴尾東小学校)



中学生

トライやる・ウィークの一環として、地域の方との交流や様々な仕事の体験を通して、働くことへの意識を高める。
(苦楽園中学校)

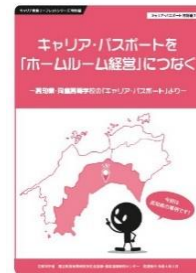
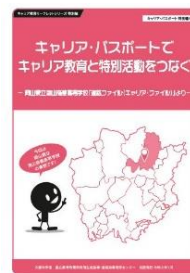


高校生

ニュージーランド語学研修において、現地校の日本語クラスと交流し、国際理解へとつながる。
(西宮東高校)



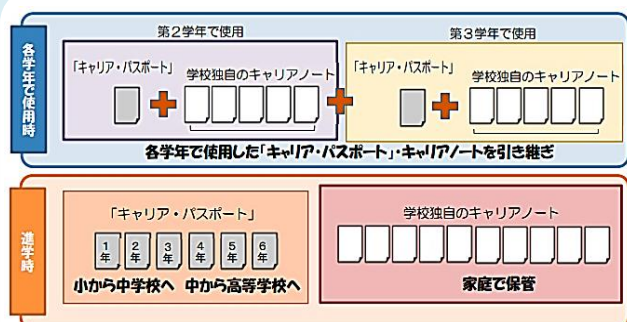
○キャリア教育リーフレットシリーズ特別編



キャリア教育の考え方や必要性等が分かりやすく解説されている。また、校種間の連携等について、他の自治体の実践事例が多く掲載されている。

〔国立教育政策研究所
生徒指導・進路指導研究センター発行〕

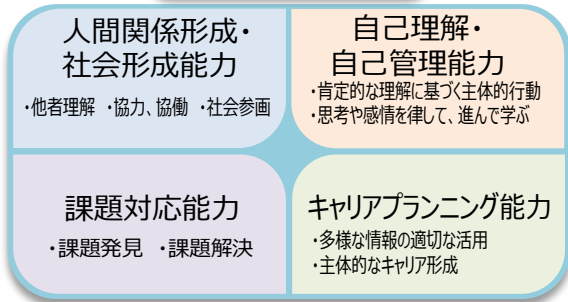
○キャリアノート、キャリア・パスポートの継続的な活用のイメージ



(令和2年3月 [兵庫版「キャリア・パスポート」指導資料](#)
兵庫県教育委員会)

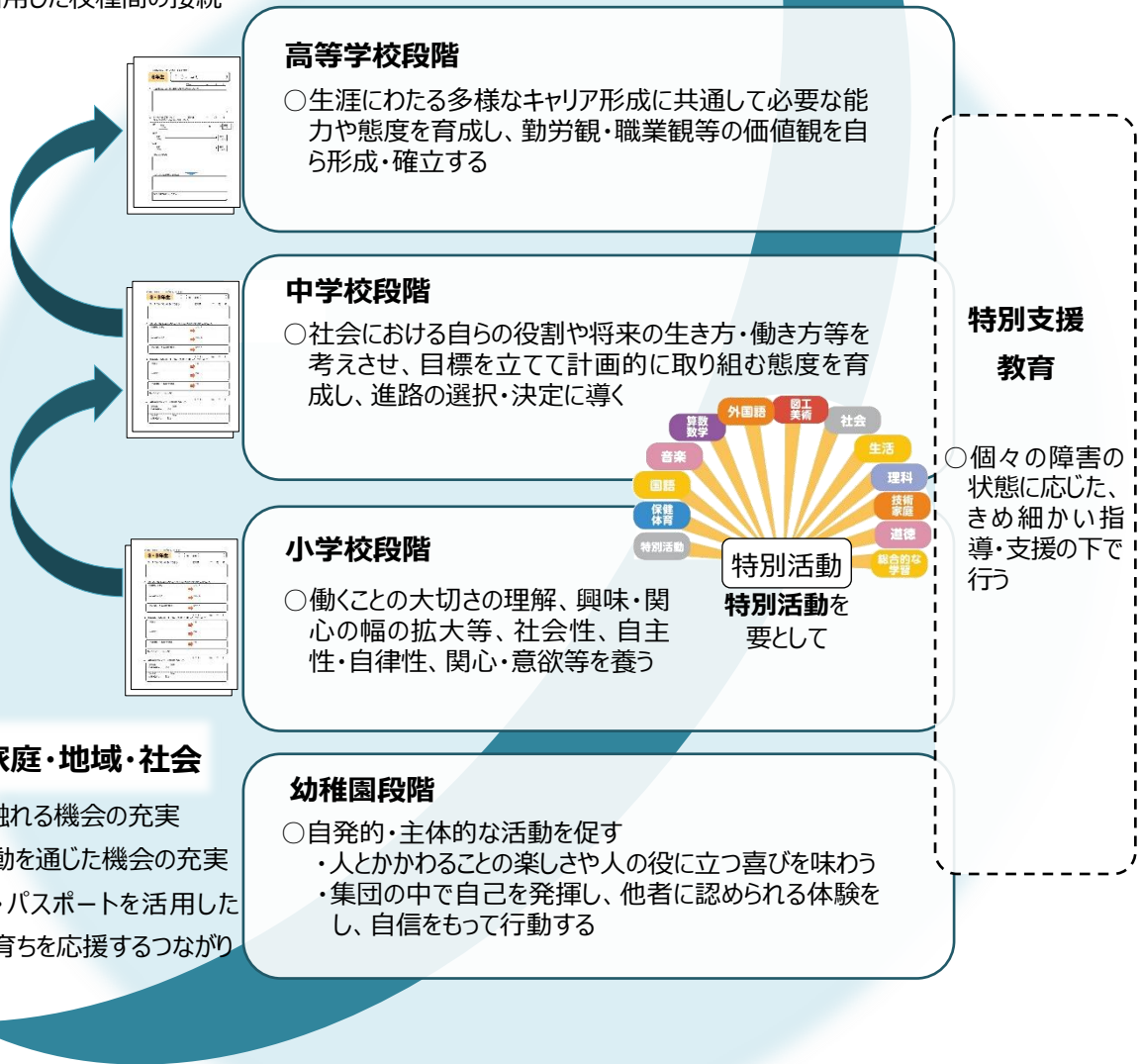
「生きる力」をはぐくむキャリア教育

基礎的・汎用的能力



一人一人の
社会的・職業的
自立に向け、必要な
基盤となる能力や態度

兵庫版
「キャリア・パスポート」を
活用した校種間の接続



○キャリア教育の実践に役立つ資料

- ・ [幼児教育資料・親子ノート「すくすくひょうごっこ」](#)
(令和元年 兵庫県教育委員会)
- ・ [兵庫版「キャリア・パスポート」指導資料](#)
(令和2年 兵庫県教育委員会)
- ・ [キャリア教育Q&A集 ～9年間を通じたキャリア教育の充実事業～中間報告](#) (令和3年 兵庫県教育委員会)



- ・ [特別活動を要としたキャリア教育 指導の手引き](#)
(令和2年 兵庫県教育委員会)
- ・ [9年間の学びをつなぐキャリア教育 実践事例集](#)
(令和4年 兵庫県教育委員会)
- ・ [小・中・高をつなぐキャリア教育の充実に向けて](#)
(令和4年 兵庫県教育委員会)



2

「生きる力」をはぐくむ

(5) 幼児教育の推進

取組みの重点

発達や学びの連続性を踏まえた教育活動の充実を図り、一人一人のよさと可能性を伸ばす

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。義務教育及びその後の教育の基礎となる幼児期の教育において、多様な体験活動を重視し、遊びを通した総合的な指導から、学びの基礎を培い、後伸びする力をはぐくむよう取り組んでいる。教職員は、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために適切な環境を整え、一人一人の特性に応じて指導することが大切である。

幼児教育において発達や学びの連続性を見通した創意工夫のある教育活動を展開するために、幼児期に育みたい資質・能力を踏まえ、幼児理解に努め、保育の振り返りと指導の改善を行い、実践の質向上を図ることが重要である。また、子供の成長を切れ目なく支える観点から、小学校との円滑な接続が図られるよう連携を強化する必要がある。

公立の幼児教育施設は、幼児教育のセンターとしての役割を家庭や地域との関係において果たすことが求められている。地域の幼児教育の中心として、幼児教育施設がその専門性やノウハウを生かし、地域の未就園児を含めた子育て支援の充実を図る。

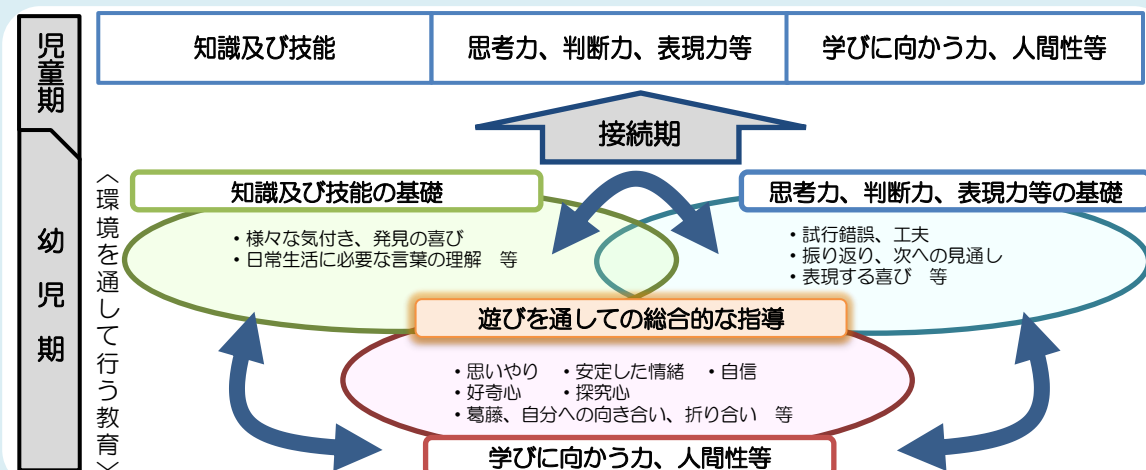
<具体的方策>

- ・ 幼児の確かな学びや育ちを捉えるために、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築し、保育の充実を図る。
- ・ 幼児教育においてははぐくみたい資質・能力を総合的な指導の中で一体的にはぐくむとともに、基本的生活習慣を身につけられるよう援助する。
- ・ 保育の可視化を進め、積極的に家庭や地域に発信し、幼児教育への理解や協力を図る。
- ・ 支援を要する幼児については、関係機関との連携を図り、長期的な視点をもって個に応じた指導や支援により、合理的配慮を提供する。
- ・ 小学校とともに、幼児期と児童期の発達段階を踏まえた交流活動を充実させる。また「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、円滑な接続に向けて、教職員の組織的な連携のもと、持続的・発展的な取組みを行う。
- ・ 地域の施設（※特区小規模保育事業所含む）との連携や交流活動を充実させ、子育て支援の促進に取り組む。
- ・ 公立認定こども園の開園に向けて、より一層、公立幼稚園と公立保育所の連携を深めていく。

※特区小規模保育事業所：保育所等待機児童の解消を図るため、国家戦略特区制度を活用した1～3歳児の小規模保育事業所

関連資料等

○幼児期においてははぐくみたい資質・能力（イメージ）（R5「指導の重点」兵庫県教育委員会をもとに作成）



○**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**（平成30年3月「幼稚園教育要領解説」をもとに作成）

健康な心と体	自立心	協同性	道徳性・規範意識の芽生え	社会生活との関わり
思考力の芽生え	自然との関わり・生命尊重	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	言葉による伝え合い	豊かな感性と表現

実際の指導では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。

○**幼稚園・認定こども園・保育所の概要**（令和5年3月兵庫県教育委員会「指導の重点」をもとに作成）

幼稚園 3～5歳	小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の教育を行う学校 ※西宮市は、4～5歳を対象としている
保育所 0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園 0～5歳	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
幼保連携型	学校かつ児童福祉施設
幼稚園型	学校（+保育所機能）
保育所型	児童福祉施設（+幼稚園機能）
地域裁量型	幼稚園機能+保育所機能

幼稚園と保育所の交流



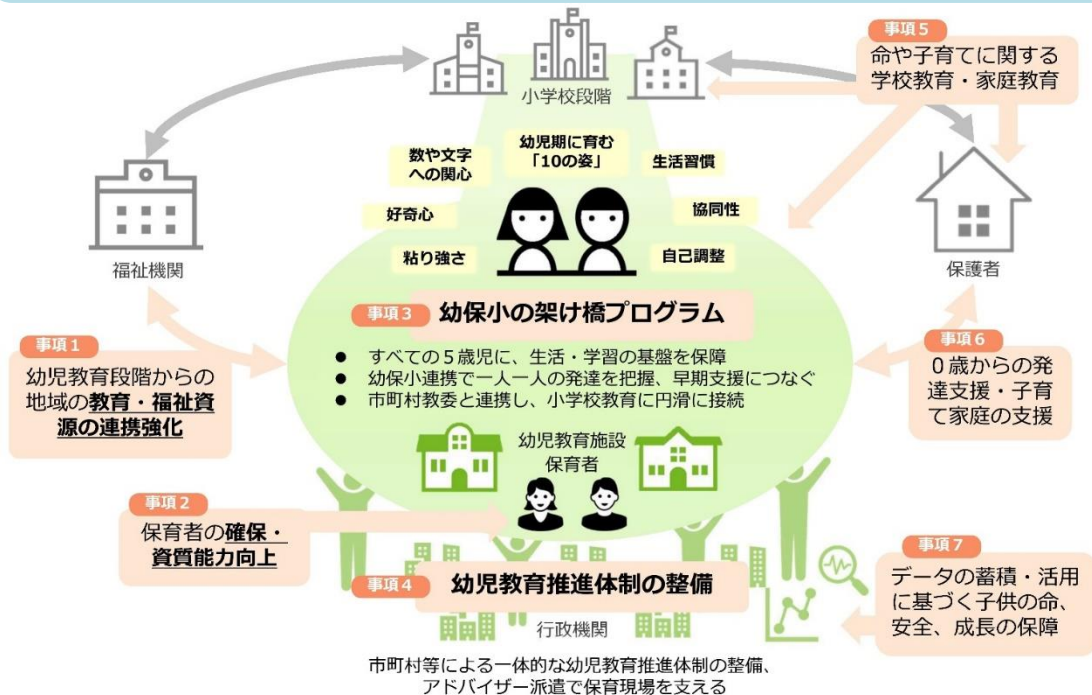
幼稚園児と保育所児がパラバルーンで一緒に遊び、楽しむ様子
（浜脇幼稚園・浜脇保育所）

※令和7年4月、西宮市に初めて、公立の幼保連携型認定こども園が開園予定。

○**幼児教育スタートプランのイメージ**（令和3年7月「教育課程部会」中央教育審議会をもとに作成）

幼児教育スタートプランのイメージ

以下の事項を、幼児期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一体的に実行することで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。



学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進めることが求められている。

西宮市幼児教育・保育ビジョン

西宮市幼児教育・保育ビジョンとは

幼稚園・保育所・認定こども園等の施設種別や、公立・私立等の設置主体に関わらず、西宮市で行われる幼児教育・保育で大切にしたいことを共有し、質の高い幼児教育・保育を実現していくための方向性を、分かりやすい言葉で保育者や保護者等に示すことを目的に令和4年3月に策定したものです。学識経験者、市内の公私幼稚園と保育所それぞれの代表者と小学校関係者等で構成するワーキングチームを設置し、ビジョンの策定に向けて検討と協議を重ねてきました。



西宮市幼児教育・
保育ビジョン

西宮市幼児教育・保育ビジョンが目指すもの

子ども一人ひとりが大切にされ、子どもの主体性や本来の力を十分発揮できる、「遊び」と「親子関係」を大切にしたい「子ども中心の幼児教育・保育」の実現

「遊び」を大切にする みつけて・ためして、とことん遊ぼう

とことん遊べる環境をつくる

安心できる
守られた環境

- ・何度でもチャレンジできる
- ・先生が見てくれて嬉しい



子どもに
寄り添った環境

- ・子どもの発達や興味・関心を理解して環境を整える



「遊び」を見守り・支える



- ・環境を用意する
- ・見守る
- ・声をかける
- ・ヒントを与える
- ・支える

折り合いをつける



自分で考える

友達と協力

子ども

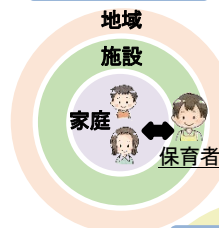
イメージを具体化

最後までやり抜く

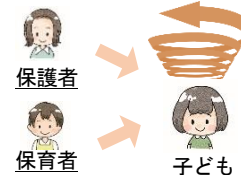
「親子関係」を大切にする ゆっくり・じっくり、親子になろう

不安や戸惑いを感じながら子育てをしている保護者が増えている。「初めから完成された親子関係はない。」「子どもとじっくり向き合ってほしい。」

親子と向き合う



子どもの成長を保護者とともに喜び合う



親子と共に育つ



時には子どもに支えられ、子どもに教えられ、子どもから学ぶ

ビジョンの実現に向けて

保育者が学び続け、成長していける場の提供

全ての保育者が同じ意識を持てるよう、保育者同士が交流し、子どもの育ちについて意見を交わし、お互いを高め合える場づくりに取り組む。

施設の枠を超えた保育者相互の高め合い

幼稚園・保育所・認定こども園等の施設種別や公立・私立等の設置主体に関わらず、保育者相互が高め合っているよう、協働して取り組む。

乳幼児期だけでなく、就学以降も意識したサポート

地域の小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携を強化する。支援が必要な子どもが必要なサポートを切れ目なく受けられるよう取り組む。

保護者支援と地域に根差した取組みの推進

幼稚園・保育所・認定こども園等が専門性を生かし、地域における子育て支援を担う施設として役割を果たし、地域に根差した存在となるよう取り組む。

2

「生きる力」をはぐくむ

(6) 魅力ある高校づくりの推進

取組みの重点

授業及び学習評価を改善し、各校の教育方針に基づき特色ある教育活動を進める

高等学校教育では、令和4年度入学生から年次進行で実施されている新学習指導要領の趣旨に則り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、多面的な学習評価を推進する。また、選挙権年齢や成年年齢の引き下げなどの状況を踏まえて、主権者教育やキャリア教育等を通じ、社会で自立できる力を育成する。

文部科学省において新時代に対応した普通科の改革等が示された中、生徒の学習意欲を喚起し、可能性や能力を最大限に伸ばさせるため、各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策が求められている。市立高等学校の存在意義や社会的役割、目指す学校像（スクール・ミッション）を具現化するために各校において策定された教育方針（スクール・ポリシー）に基づき、中・長期ビジョンを見据えた特色ある教育活動を実施することで、魅力ある高校づくりを推進する。

<具体的方策>

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学習者用端末等の ICT の活用も含めた授業改善を全校体制で進める。
- ・「総合的な探究の時間」等を中心として、生徒が課題を見だし、他者と協働しながら試行錯誤し、探究を深める学習を推進する。
- ・観点別学習状況の評価及び指導と評価の一体化について、さらに研究・研修を進める。
- ・生徒のキャリア形成に資する地域・大学と連携した活動、自然や伝統文化に親しむ活動、海外の多様な文化的背景を理解する活動や地域貢献活動等の体験活動を推進する。
- ・地域との連携・協働の視点を持ったカリキュラム・マネジメントに努め、社会に開かれた教育課程の実現を図る。
- ・各校の3つの教育方針（スクール・ポリシー）に基づき、特色化・魅力化を進める。

関連資料等

ICT を活用した授業改善

各高校では、各々がプロジェクターや学習者用端末等の ICT 環境を生かして、情報の収集や整理・分析、まとめ・表現等を行う教育活動を進めている。



（「学習者用端末を活用した発表」西宮高校）

〇体験的な学びの推進

地域・大学と連携した活動や、国内外の多様な文化的背景を理解する活動等のキャリア形成に資する体験活動を推進している。例えば、西宮高校の*SSH 事業の一つである「宮崎最先端技術研修」では、宮崎大学にてチームに分かれて大学教員や院生の補助を受け、最先端研究につながる内容を学び、実験結果に基づいた考察を発表している。

*SSH(Super Science Highschool)



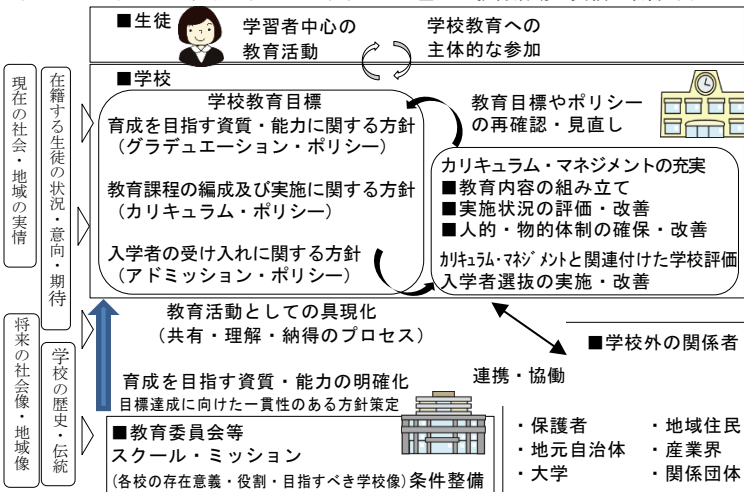
東京研修（西宮東高校）



宮崎最先端技術研修（西宮高校）

〇スクール・ミッション及びスクール・ポリシー

スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の実績・改善（イメージ）



（令和2年11月25日「[これからの高等学校教育について](#)」文部科学省をもとに作成）

2

「生きる力」をはぐくむ

(7) 特別支援教育の推進

取組みの重点

関係機関と連携を深め、個々の障害の状態等に応じた指導や支援を行い、取組みをつなぐ

特別支援教育は、全ての教職員で推進することが求められている。インクルーシブ教育システムの構築を目指し、幼稚園、小・中・義務教育学校の通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校といった多様な学びの場において、個々の障害の状態等に応じた指導内容や支援を、組織的かつ継続的に工夫・改善することが一層重要である。その中で、合理的配慮の提供や、一人一人の教育的ニーズに応えるための指導を評価、改善することにより、子供たちの自立や社会参加につなげる。また、校種間や関係機関との連携により、長期的な視点での子供たちへの教育的支援を行う。

<具体的方策>

- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、医療・保健・福祉等の関係機関との連携や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、自立活動を含む内容・方法を明確にした指導の充実を図る。
- ・入学、進級に際しては、早期から支援に必要な情報を確実に引き継ぐ。また、就学後も「今、どのような学びが必要であるか」を十分に見極め、学びの場を柔軟に見直し、継続的な教育支援を行う。
- ・全ての教職員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高めるとともに、指導力向上を図る。また、各幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校等において、特別支援学校のセンター的機能の活用により、校内支援体制の充実を図る。
- ・合理的配慮や支援体制について、校内委員会による組織的な PDCA サイクルを確立し、本人・保護者と合意形成を図る。
- ・通常の学級と特別支援学級の交流、学校間交流や副籍を置いた居住地校交流を通して、計画的、組織的、継続的な連携のもと、交流及び共同学習の充実を図る。

関連資料等

○交流及び共同学習の充実 (参考資料①をもとに作成)

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、二つの側面は分かちがたいものである。特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で各教科等の授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。

○特別支援学校のセンター的機能 (参考資料②をもとに作成)

特別支援学校が、地域の幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校、関係機関や保護者に対し障害のある幼児児童生徒の教育についての助言または支援を行う。

○全ての教職員の専門性の向上 (参考資料③をもとに作成)

全ての教職員が発達障害等に関する知識・技能を習得し、ユニバーサルな授業づくりや多様性を尊重した学級づくりを行う。また、特別支援学校教員全員の特別支援学校教諭等免許状所持を目指す。

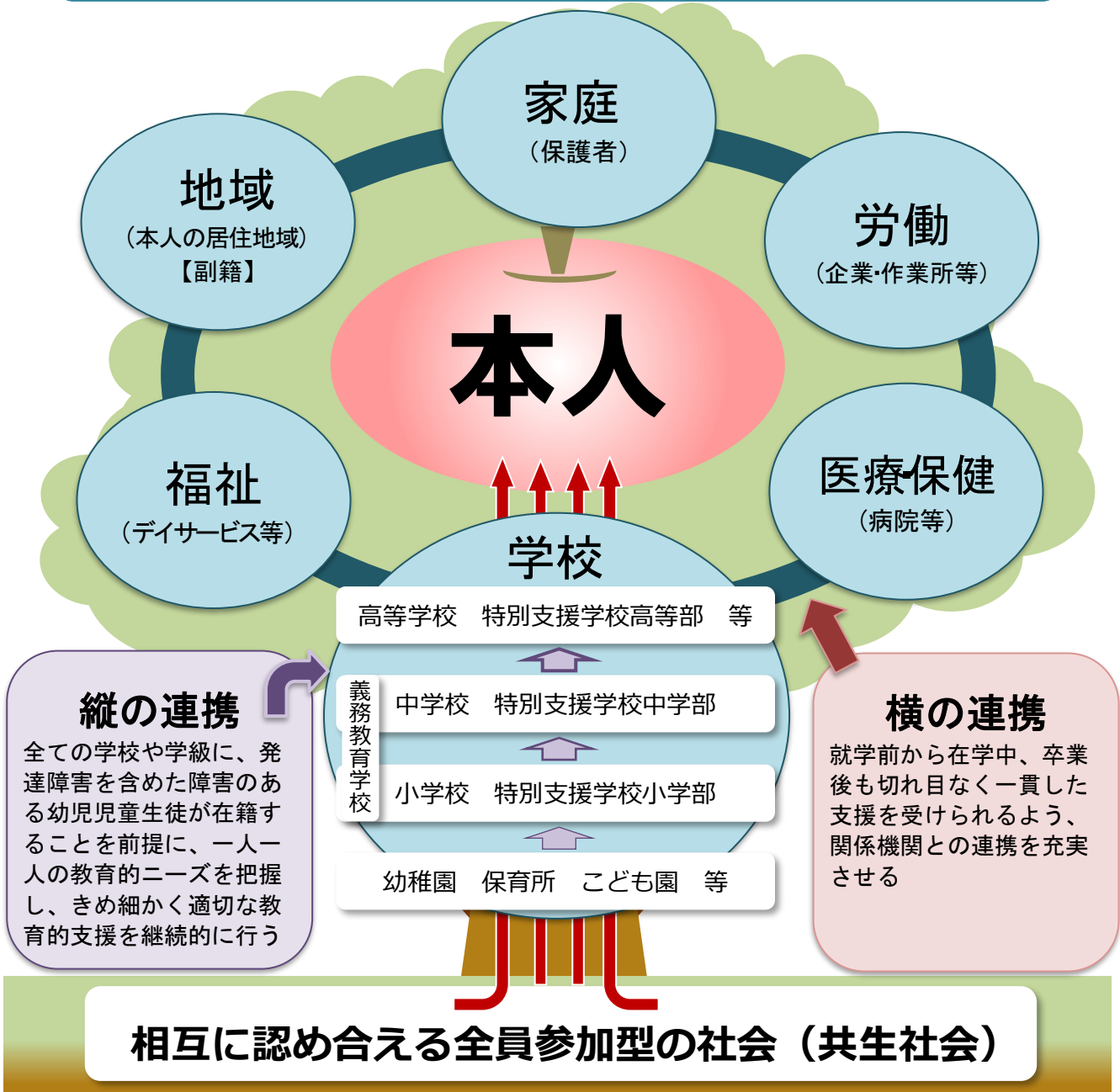
○就学後のフォローアップと柔軟な対応 (参考資料④をもとに作成)

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に変更できるようにしておくことが適当である。

○参考資料

- ① [特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について \(通知\)](#) (R4 文部科学省)
- ② [特別支援学校のセンター的機能活用のための「支援マップ」改訂](#) (R5 兵庫県教育委員会)
- ③ [特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議](#) (R4 文部科学省)
- ④ [「障害のある子供の教育支援の手引」](#) (R3 文部科学省)
- ⑤ 「令和4年度版西宮市医療的ケア実施体制ガイドライン」(R4 西宮市教育委員会)
- ⑥ 「特別支援教育ハンドブック」(R5 西宮市教育委員会) 全て EduNet 「いずみ」に掲載

自立と社会参加を見据えた特別支援教育の推進 ～ 縦横連携の構築 ～



校内委員会

(特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、関係機関との連携)

校内支援体制の充実

- 子供の実態把握、具体的支援策の提示
- 関係機関との連携・連絡調整
- ケース会議や支援会議の開催
- 保護者との連携、信頼関係の構築
- 本人の障害や特性に応じた ICT の活用
- ユニバーサルデザインの学級・授業づくりの推進
- 医療的ケア児の校内支援体制構築
- 学びの場の柔軟な見直し
- 本人・保護者との合意形成
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案 等

関係機関との連携

○ トライアングルプロジェクト

児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル

- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所との連携
- ・ 保育所等訪問支援事業の推進
- ・ 支援会議等の開催 等

※参照：「西宮市版トライアングル・マニュアル」(R4.3 西宮市教育委員会)

※主な相談機関一覧 (p. 74、75 参照)

2

「生きる力」をはぐくむ

(8) 不登校児童生徒支援の充実

取組みの重点

不登校の子供の社会的自立に向けた支援の充実と、誰一人取り残されない学校づくりを進める

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。また、児童生徒にとっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択、社会的自立に向けた課題が存在することに留意する必要がある。

学校では、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的で、きめ細かな支援策を講じることや、社会的自立へ向けて多様な学びの場を提供することが重要である。既存の学校教育になじめない児童生徒については、本人の希望や願い、本人の持っている強みや興味関心を含めた児童生徒理解に努め、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援や居場所づくりが必要である。

また、学校に合わない子供が増えてきたという捉え方だけでなく、学校が子供に合わなくなってきたという視点を持つ必要がある。このことから、新たな不登校児童生徒が生じない魅力ある学校づくりを目指し、「誰一人取り残されない学校づくり」を推進することが重要である。

<具体的方策>

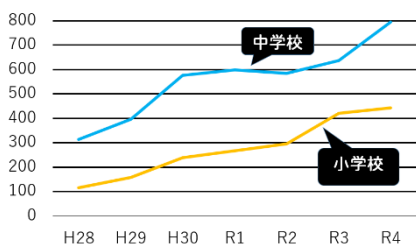
- ・不登校対策支援プランを全ての教職員で共通理解し、プランの実践・検証・改善を行うとともに各校で組織する対応チームを中心に計画的な対応や支援策を実施する。
- ・資料「私たちに何ができるか」(EduNet「いずみ」に掲載)を活用し、学校での指導や家庭への働きかけの工夫に生かす。
- ・教育支援センター「あすなろ」と連携し、「あすなろオンライン」を含めた支援を行う。
- ・県立但馬やまびこの郷、県立神出学園等の公的機関や民間施設等と連携を行う。
- ・児童生徒並びに保護者に向けた教育支援センターや相談機関等の情報提供を行う。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、児童生徒自らがSOSを発信する力を身につけることができる教育を推進するとともに、教職員がサインを見逃さず、支援に繋げられる校内体制を整える。
- ・教育機会確保のひとつの手立てとして個に応じた支援を目標に、地域人材を活用したり、サポートルームなどを校内に設置するなど、安全で安心できる居場所づくりに努める。

関連資料等

○不登校に関連した主な法律及び文部科学省通知等

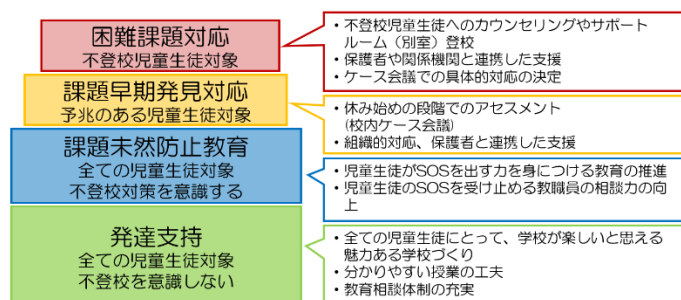
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」(平成29年2月施行)
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月文部科学省通知)
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月文部科学省通知)
- ・不登校への対応(兵庫県教育委員会)
- ・全県一丸となって進める「ひょうご不登校対策プロジェクト」の推進(兵庫県教育委員会)

○西宮市の不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒は増加傾向にあり、令和4年度末には小・中・義務教育学校で1200名を超えた。

○不登校対応の重層的支援構造(令和4年12月「生徒指導提要」をもとに作成)



西宮市の不登校支援（教育支援センター機能）

不登校対策の実施

教育委員会 学校保健安全課

- 不登校児童生徒支援事業 教育支援センター「あすなろ」の運営
「あすなろ」の各施設の一覧表（p.73 参照）



■不登校児童生徒オンライン支援

- 「あすなろオンライン」【つながり】支援
- 「あすなろとーく」オンライン相談支援（随時）



[不登校児童生徒へのオンライン支援](#)

■居場所サポーター事業

- 不登校児童生徒への「サポートルーム（別室）での支援」を行っている学校のための支援

■その他

- 不登校に関する研修会の開催
- 「私たちに何ができるか」（教員用資料）の活用
- 不登校に関する情報提供：西宮市ホームページ（学校保健安全課）
 - ・不登校に関するガイドラインなどの掲載
 - ・「あすなろ」の施設紹介（施設紹介動画あり）
- 民間施設（フリースクールなど）との連携、施設訪問及び情報交換会の開催
- 学校外の施設に通所する不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いに関する協議
- 西宮市不登校対策庁内検討委員会の開催
- 西宮市不登校対策連絡協議会の開催
- 「あすなろ」周知のための学校訪問（職員会議等）



[不登校児童生徒への支援について](#) [不登校児童生徒支援に関するガイドライン](#)

「教育委員会」と「こども未来センター」が連携して、不登校にかかる取組みを進めていきます。

不登校の相談窓口

こども支援局 地域・学校支援課

西宮市立こども未来センター

- 来所相談・電話相談事業
 - ・保護者等 TEL (0798)65-1881
 - ・学 校 TEL (0798)65-1882<相談時間帯等は p.74 参照>
- 相談員による相談
【対象】不登校や情緒不安定、性格等の悩みがある市内在住の0～18才までの子供及びその保護者
- 不登校に関する情報提供



●不登校児童生徒支援事業

「あすなろ みらい」半日制・少人数制 週4日
西宮市立こども未来センター内（40名程度）
AM9:30～11:30、PM1:00～3:00

2 「生きる力」をはぐくむ

(9) 生徒指導の充実

取組みの重点

子供の理解を深め、目標や計画を明確にして、自己指導能力の獲得を目指す

生徒指導では、一人一人の児童生徒の内面理解と人間的なふれあいに基づく指導を充実させるとともに、全ての教育活動を通して児童生徒の社会的資質や行動力が高まるように指導、援助していくことが大切である。指導に際しては、児童生徒の人権に配慮し、個に応じた指導を徹底するとともに、いかなる場合においても体罰は絶対に許されないことを徹底する。

学校では、一人一人の児童生徒自らが、現在及び将来における自己実現に向けた自己指導能力の獲得を目指し、生徒指導の方針・基準の明確化・具体化を図ることが重要である。

また、時代の変化に対応しながら、校則や学校のきまりについて、絶えず積極的に見直しを行っていくことや、全ての教職員による組織的・計画的な取組み、地域・家庭・関係機関との連携に努めることが必要である。

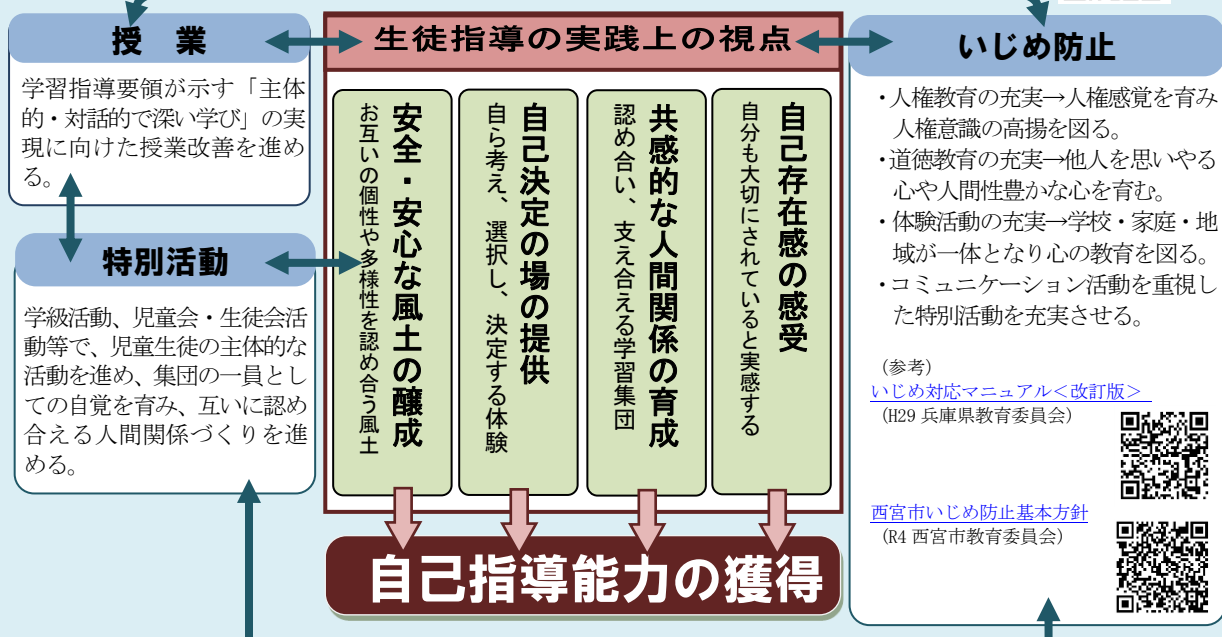
<具体的方策>

- ・児童生徒や社会の変化に対応した生徒指導方針のもと、生徒指導の実践上の視点に留意し、自己指導能力の獲得に向けた発達支持的生徒指導に努める。
- ・いじめ・不登校・虐待・貧困等の今日的課題に対して、児童生徒・家庭・地域の実態に応じた手立てや未然防止策を考え、指導計画を作成して取り組む。スクールカウンセラーや全中学校区へ配置されているスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するなど、組織的に対応する。
- ・いじめの定義を正確に解釈したいじめ認知が積極的に行われ、各校のいじめ対応委員会が中心となり、未然防止、早期発見、早期対応における組織的対応に努める。
- ・問題行動等への対応の際には、保護者との信頼関係を大切にするとともに、必要に応じて学校問題解決支援チームや関係機関と連携する。
- ・発達障害について理解を深め、特別支援教育コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な指導・支援を行う。また、児童生徒の特性や取り巻く様々な要因に留意する。
- ・被虐待事案への対応については、子供の安全を第一に優先し、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）」をもとに関係機関との連携を図り、迅速かつ適切に行う。

関連資料等

○生徒指導の実践上の視点と自己指導能力の獲得

(令和4年12月「[生徒指導提要](#)」
文部科学省をもとに作成)



2

「生きる力」をはぐくむ

(10) 健康教育の推進

取組みの重点

家庭や地域と連携し、積極的に健康の保持増進を図る資質・能力を育成する

学校における健康教育は、心身の状況や発達段階、系統性を踏まえ、教育活動全体を通して進めることが重要である。

変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、自らの健康課題を主体的に解決し、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための資質・能力を身につけるよう、家庭・地域との連携を図りながら健康教育に取り組む。

<具体的方策>

- ・子供が健康・安全について理解するとともに、健康課題の発見と解決に向けて思考・判断し、明るく豊かな生活を営む力を身につけられるよう、指導の充実を図る。
- ・健康診断や健康相談等を活用するとともに、個々の心身の状態を把握し、早期に対応できるよう、健康観察を実施し、適切な保健管理を行う。
- ・感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、HIV など）について正しく理解し、リスクを自ら判断し、回避できる行動をとることができるよう指導に努める。
- ・アレルギー疾患の正しい知識と緊急時の対応能力を身につけ、発達段階に応じた自己管理能力の育成を図る。
- ・発達段階に応じて心身の発育・発達やがん教育を含む健康、性に関する知識や理解を深め、生命の尊重や自他の個性を尊重した行動をとることができるよう指導に努める。
- ・心身ともに健康な子供の育成を目指し、精神保健コンサルテーションの充実を図る。
- ・家庭、地域に自校の健康課題や取組みについて発信し、学校保健委員会や学校運営協議会等の中で、子供の心身の健康や安全についての協議を進め、共に取り組む。

関連資料等

○健康教育への取組み



市内 11 校園で、歯科衛生学科学生による歯科保健出前授業を実施した。（高須西小学校）



小学校 6 年生を対象に模型や簡易キットを用いて心肺蘇生法講習を実施した。（樋ノ口小学校）

○発達段階に応じた性教育の取組み

学校における生命(いのち)の安全教育

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

[「生命\(いのち\)の安全教育」](#)
(文部科学省)



○ICT 活用にあたって児童生徒の目の健康を守る取組み

宮っ子 アイ・ケア5
～子どもたちの目を守りましょう～

1. 20-20-20 ルール
2. 長時間の連続した使用はやめよう
3. 屋外で遊ぶ
4. 寝る前に目を使わずるのはやめよう
5. 睡眠・休養・栄養バランス



[宮っ子アイ・ケア5](#)
(西宮市 HP)



○第 67 回西宮市学校保健研究大会

「『薬物乱用防止教室』の充実」(WEB 開催)

学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保護者・学校職員が参加し、社会的に問題となっている薬物乱用について、学校薬剤師を講師に迎えて学んだ。薬物乱用防止教室の充実のための工夫や、乱用に至る様々な心理的背景について考える機会となった。子供を取り巻く環境は常に変化しており、大人は学び続ける必要がある。

[「かけがえのない自分、かけがえのない健康\(中学生用\)」](#)
(文部科学省)



日本学校保健会発行物：
[「薬物乱用防止」](#) (日本学校保健会 HP)



2

「生きる力」をはぐくむ

(11) 安全体制の構築

取組みの重点

自ら安全に行動し、人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する

学校における安全教育は、子供自身が、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質・能力の育成を目指している。

また、安全に配慮しつつ、子供自らが危険な状況を知らせたり安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であり、子供の視点や協力による安全管理の取組みの充実につながる。

学校安全における「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する活動を充実させる必要がある。

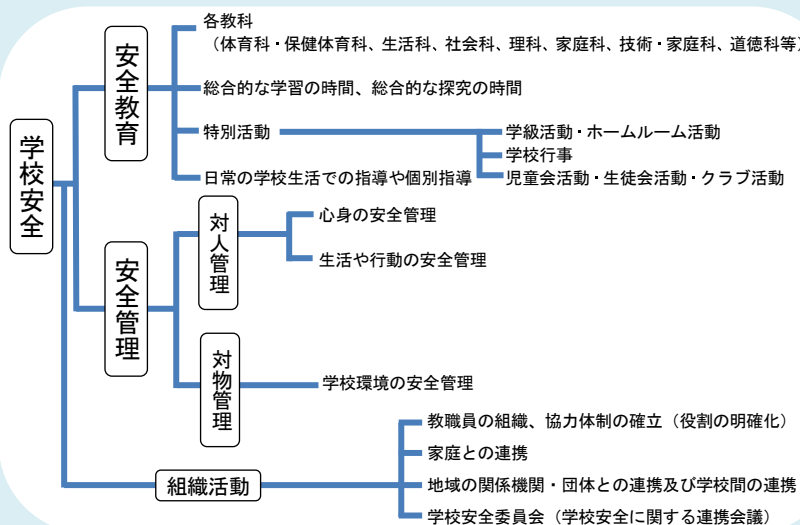
校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域との連携を充実させ、子供たちの見守り活動や学校安全に関する組織活動の推進を図る。

<具体的方策>

- ・安全教育と安全管理の内容を関連、統合した学校安全計画を作成する。
- ・安全教育の目標や各教科等の年間を通じて指導すべき内容を位置付け、系統的・体系的な安全教育を実施する。
- ・交通安全・防犯・防災の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、通学路の合同点検の実施や地域安全マップの作成等を通じ、日常生活の中に潜む危険を予測し、事件や事故から子供の安全を守るように努める。
- ・自らの命を守り抜くために主体的に行動できる態度を育成できるよう、交通安全教室や防犯教室、薬物乱用防止教室等を実施する。
- ・発達の段階に応じて心肺蘇生法及びAEDなどの一次救命処置の講習を実施する。
- ・スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネット利用による犯罪被害の防止と適切な利用を推進する情報モラル教室を実施する。

関連資料等

○学校安全の体系 [\(「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育](#) H30 文部科学省)



○参考資料

[学校の危機管理マニュアル作成の手引](#) (H30 文部科学省)



○交通安全教室



(北六甲台小学校)
○通学路の安全点検



通学路の安全点検を学校と保護者、警察、地域、行政等で協働して実施
(甲陽園小学校)

2 「生きる力」をはぐくむ

(12) 防災教育の推進

取組みの重点

自らの生命を守るため、知識・技能を身につけ、判断し行動する力を育成する

発生が予測される南海トラフ巨大地震や多発する風水害等、突如襲いかかる様々な自然災害から、自らの生命を守るため、正しい知識や技能を身につけ、主体的に判断し行動する力を育成するため、防災教育の推進を図る。

災害発生時を想定した、年間の防災教育指導計画を作成し、様々な災害を想定した避難訓練を実施する。また、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過し、震災を知らない世代が増える中、教職員はより意識して震災の経験や教訓を語り継ぎ、東日本大震災や西日本豪雨等の教訓を踏まえた実践的な防災学習により、災害から自らの生命を守るための正しい知識や行動力、災害に対して具体的に備える力を身につけさせる必要がある。

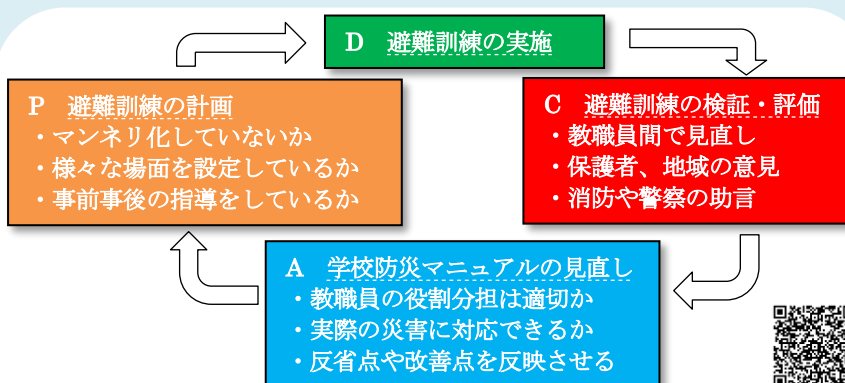
学校においては、地域の防災拠点として機能するよう防災体制の充実を図るとともに、立地条件等に即して、地域の災害特性を想定した「防災計画・防災マニュアル」を策定し、危機管理意識や判断力の向上を図ることが大切である。

<具体的方策>

- ・防災教育副読本「明日に生きる」や各種防災教育教材を防災教育指導計画に位置付け、各教科・領域や体験活動を通し、防災・減災について「自助・共助・公助」の視点を持たせる。
- ・あらゆる災害や時間帯・場面を想定した実践的な避難訓練を計画的に実施することで、具体的な避難行動を身につけさせる。
- ・「防災計画・防災マニュアル」を常に見直し、校内での研修を通じて共通理解するとともに危機管理意識や判断力の向上を図る。
- ・地域の災害特性を理解したうえで、大規模災害を想定し、平素から家庭、地域、自主防災組織等と連携を強化し、「自らの生命を守る」行動へつなげる防災訓練を実施する。
- ・普段から安全な校内環境整備を進め、災害に備える安全管理を行う。

関連資料等

○防災（避難）訓練の工夫改善



(「学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)」兵庫県教育委員会をもとに作成)

○実践的な防災教育の取組み



学校安全(防災)総合支援事業の取組み
防災アドバイザーを招いての防災研修。安全に避難するために必要な技術を教職員間で共有する。
(西宮支援学校)

○地域の災害特性を想定した防災計画・防災マニュアルの作成

- ・各校の立地条件等から災害特性を想定した防災計画・防災マニュアルを整備・作成する。
- ・実際の避難行動や安否確認、連絡体制等の各項目を校内で見直し、確認する。



- 「明日に生きる」を取り入れた防災教育
- 災害に備える校内環境の整備、安全管理の徹底
- 「要配慮者利用施設避難確保計画」の作成
(洪水浸水想定区域・土砂災害想定区域に立地する学校)
- 気象警報発令時を想定した校種間連携
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)などを通じた緊急情報発信時の対応

取組みの重点

「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育む

朝食の欠食、栄養素摂取の偏り、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加等の「食」に関わる問題は、子供たちの心身の健康に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって関係する。家庭生活の状況が多様化する中で、学校や地域等において連携・協働を図り、子供一人一人の「食べる力」を豊かにはぐくむことが大切である。

学習指導要領において、学校における食育が明確に位置付けられており、「食に関する指導の年間計画」を作成するなど、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進し、「食」に関する資質・能力を育成することが求められている。

学校給食については「学校給食衛生管理基準」に基づいて衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対応等を適切に行い、「食」の安全・安心を確立する。さらに、子供たちが発達段階に応じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食を「生きた教材」として指導に活用していく。

＜具体的方策＞

- ・「食に関する指導の年間計画」を作成し、教育活動全体を通じて食育に取り組む。
- ・「食」に関する体験活動・調理実習等により、技能を養うとともに、生産者へ思いをはせるようにする。
- ・学校における食育の「生きた教材」となるよう、行事食や選択給食等の献立内容の充実及び西宮産の農作物を中心とした地場産物の活用等、より一層の取組みを進める。
- ・「学校給食献立作成・アレルギー管理システム」を安定的に運用し、ヒューマンエラーによるチェック漏れなど学校給食における食物アレルギー対応の対象となる児童生徒の誤食の未然防止に努める。

関連資料等

○食育の取組み



大きなさつまいもに歓声をあげながら芋ほりを楽しみ、ふかし芋等を食した。
(高木幼稚園)



ちくわ作り体験において調理過程を知り、生産者へ思いをはせる機会となった。
(津門小学校)



国語で学んだ内容の発展として、大豆やきなこの教材を使って食育の学習をした。
(瓦木小学校)



季節を感じる行事食「かぼちゃのゆず香汁」をクラスの友達と味わった。
(鳴尾中学校)

○食育で育てたい「食べる力」

- ・心と身体の健康を維持できる
- ・食事の重要性や楽しさを理解する
- ・食べ物の選択や食事ができる
- ・一緒に食べたい人がいる（社会性）
- ・日本の食文化を理解し伝えることができる
- ・食べ物をつくる人への感謝の心をもつ
(令和5年「[食育実践の環\(わ\)を広げよう](#)」
政府広報オンラインより)

○参考資料

「食育ハンドブック」

(兵庫県教育委員会体育保健課 HP
学校給食・食育について)



「食に関する指導の手引」

-第二次改訂版-(平成31年文部科学省)



取組みの重点

「考え、議論する」授業づくり、家庭・地域等との連携を推進し、道徳教育の充実を図る

教育基本法には、教育の目的として、人格の完成を目指すことが示されており、その人格の基盤となる道徳性を養うことが道徳教育の目標である。その目標を達成するために、学校のあらゆる教育活動を通じて道徳教育を進めるとともに、道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）の一層の充実を図る必要がある。

道徳科では、児童生徒の道徳的諸価値の理解を基に、「考え、議論する」ことで自己の生き方についての考えを深める授業づくりが大切になる。また、児童生徒の変容・成長を積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価も重要となる。それらを通して、道徳性を養い、よりよく生きようとする子供の日常生活につなげていく。

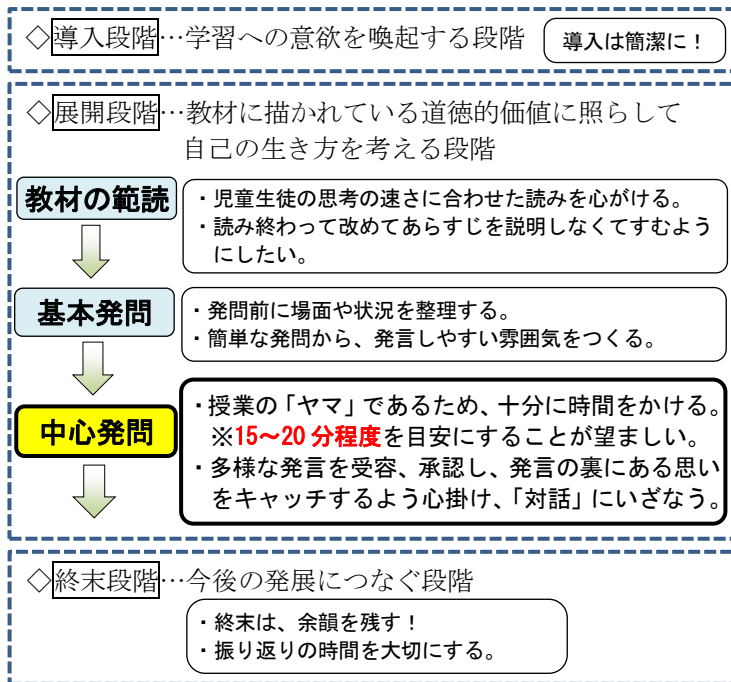
<具体的方策>

- ・児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、道徳教育の全体計画において、重点目標を設定するとともに、重点的指導内容を明確にした道徳科の年間指導計画を作成する。
- ・自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方についての考えを深める道徳科の授業づくりを行う。
- ・授業公開や学校だよりの活用等、家庭・地域への啓発を進めるとともに、参画・協働による道徳教育を積極的に推進する。
- ・教科書及び兵庫県道徳副読本「心シリーズ」を学校・家庭・地域等、様々な場面で積極的・計画的に活用する。

関連資料等

○基本的な道徳の授業の流れと「対話的な学び」を深めるために

R5年3月「対話的で深い学びめざす道徳科の授業のために」兵庫県教育委員会をもとに作成



道徳科における

「対話的な学び」とは

互いに考えや意見を出し合う相互のやり取りを通して、自己の生き方について考えを深めようとするプロセス。

対話を深めるために

児童生徒の発言を「受容」し、さらに「問い返し」を行う。児童生徒が語る思いや考えを「聴く」ことから様々な「問い」が生まれてくる。

【どんなときに「問い返し」を行うのか】

- 発言の意図を明確化させたいとき
- 考えを広げたいとき
- さらなる考えを聴きたいとき
- ねらいに迫りたいとき
- 考えを深めたいとき

○参考資料



「道徳教育に関すること」
(兵庫県教育委員会事務局義務教育課)



道徳教育アーカイブ
～「特別の教科 道徳」の全面実施～
(文部科学省)

取組みの重点

豊かな人間関係の醸成を通して、多様な人々と共に生きていく力を育てる

人権教育の目標は、子供が発達段階に応じて、人権の意義や内容等について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるようにすることである。その個々の態度や行動が、人権が尊重される社会づくりにつながる。

そのために、人権が尊重される教育の場として、人権教育を基盤に据えた学校・学級づくりを進め、豊かな人権感覚をはぐくむとともに、人権に関する正しい知的理解を深めることにより、人権意識を高めていくことが大切である。

また、人間尊重の精神を基盤として、多文化共生社会の実現に向け、異文化や異文化をもつ人々をはじめ、多様な人々と共生することのできる力を育成していくことが必要である。

<具体的方策>

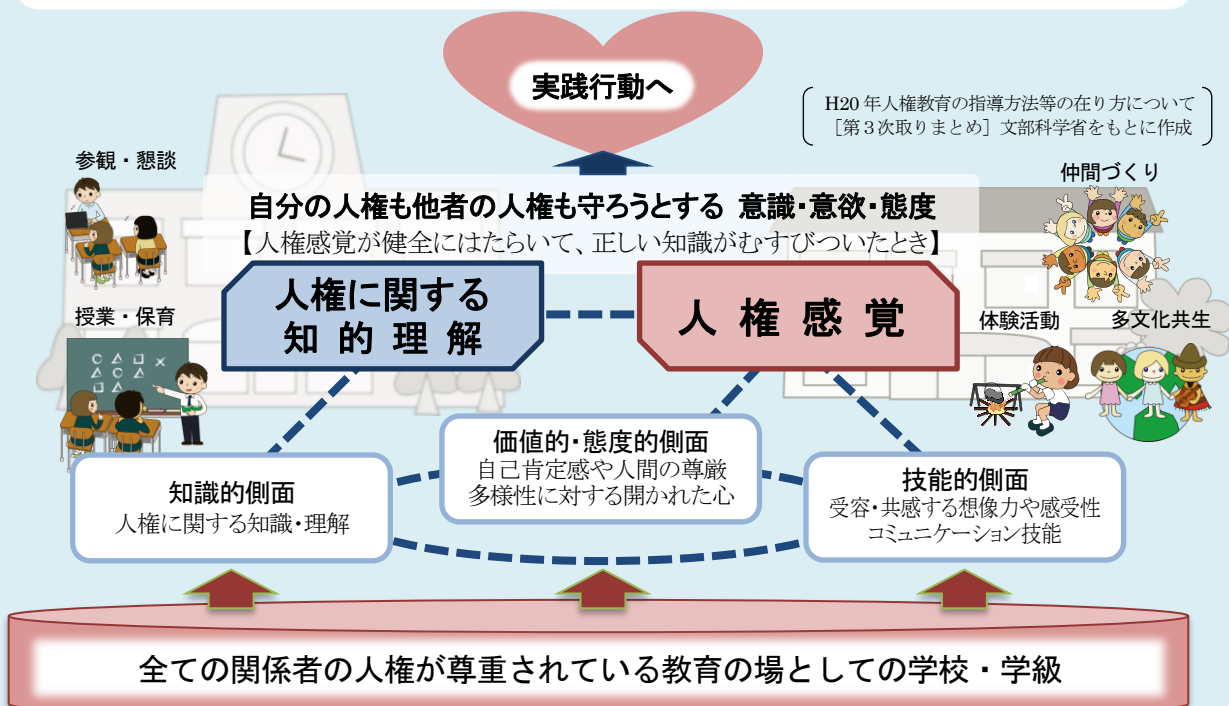
- ・各教科・領域を活用した系統的な指導計画のもと、授業を充実させ、校種間の連携を深めることを通して、人権学習の推進を図る。
- ・同和問題を中心として、女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人、感染症、多様な性、インターネットによる人権侵害等、人権諸課題の解決に向けた取組みを、全教育活動を通じて計画的に進める。
- ・日本語指導を必要とする幼児児童生徒の理解に努め、地域、関係機関との連携を図りながら生活・学習支援を充実させる。
- ・様々な体験や経験を通して、「命の大切さ」を実感できるようにする。また、具体的な関わりや交流を通して、他の人の思いを共感的に理解し、多様な人々と共に生きる資質や能力を育てる。

関連資料等

○西宮市の人権教育

第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画(令和元年(2019年)より)

「自己肯定感」をはぐくむ教育、「多様性(ちがひ)」を認め合う教育の推進



西宮市同和教育基本方針 昭和46年(1971年)

同和教育は、人間教育の原点であり、民主教育の根幹である。したがって、「**西宮の教育は、同和教育に始まって同和教育に終わる。**」という認識のうえに、すべての教育施設、すべての家庭、すべての地域社会において、同和教育の推進に努める。

人権教育地区別研修会

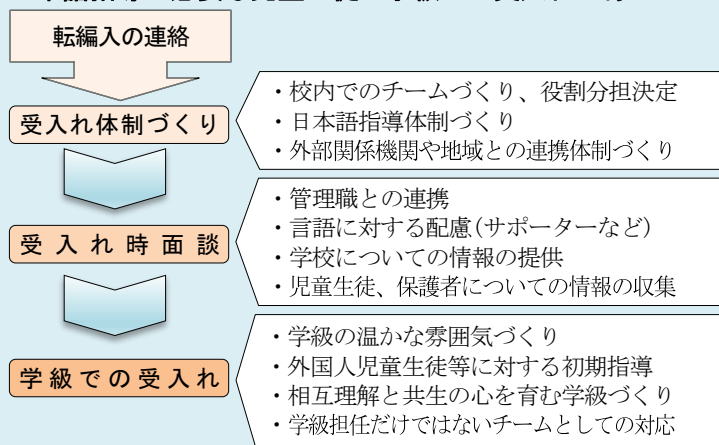
昭和45年頃から、「同和教育地区別研修会」として教員の自主的な研修会からスタートした。以降50年にわたり、「一人ひとりの子供を輝かせる」という同和教育の追い求めてきた原点を変えることなく、取組みを積み重ねている。現在は7つの地区に分かれて公開授業や研修会等を実施している。学校外での研修の中心的な場になり、西宮市の学校人権・同和教育の質的向上に大きな役割を果たしている。

【ねらい】

「指導者の人権・同和教育に対する認識を深めて指導力の向上を図り、生活上の具体的な人権問題を解決する実践力を育てること」や「部落差別をはじめとする人権課題解消にむけた指導を計画的・系統的に行うこと」を重点に、教職員の自主的な研修会として実施する。

(平成6年「続西宮戦後教育史」(西宮市教育委員会)をもとに作成)

○日本語指導が必要な児童生徒の学級での受入れにあたって



R2年3月「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」(兵庫県教育委員会)をもとに作成



日本語指導を必要とする 幼児児童生徒の支援体制

- ・子ども多文化共生サポーター(県)
- ・多言語相談員(県)
- ・生活・学習相談員(市)(幼児含む)
(就学前の相談・健康診断時の対応可)
- ・日本語教室(市)
- ・「特別の教育課程」の編成・実施の工夫(各校)

日本語指導資料

子ども多文化共生センターの利用
かすたねっとの利用(文部科学省)

「かすたねっと」は外国につながる児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです

かすたねっと

【日本語指導の様々な資料】

- ・外国人児童生徒等教育に関する研修用動画
- ・外国人児童・保護者向け動画
- ・教材・文書検索ツール
- ・多言語の学校関係支援ツール 等

子ども多文化共生センター

【日本語指導の授業資料】

- ・指導計画、教材、指導事例
- ・貸出し資料
- ・日本語習得度確認シート 等

○参考資料

- ・西宮市人権教育共通教材指導系統表【小・中学校】、教材資料(H30 西宮市教育委員会作成)
- ・「外国につながるを持つ子どもたちとともに ～在日外国人教育に取り組むみなさんへ～」(H24 西宮市教育委員会発行)
- ・「帰国・出国・入国される保護者の皆さんへ」(R3 西宮市教育委員会発行)
- ・「西宮の国際教育 第8集」(R4 西宮市教育委員会発行)
- ・人権教育を取り巻く諸情勢について ～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～(R3 文部科学省策定)
- ・「在日外国人教育の推進について 全6集」(H9～H14 西宮市教育委員会発行)
- ・「帰国・外国人児童生徒受入に伴う 学級担任ハンドブック」(H24 西宮市教育委員会発行)
- ・「すべての子供に 温かな居場所を ～気付いてください 身近にいるセクシュアルマイノリティの子供たち～」(H26 西宮市教育委員会発行)
- ・人権教育資料「ほほえみ」(兵庫県教育委員会)

「いずみ」に掲載

[就学前用](#)



[小学校低学年用](#)



[小学校中学年用](#)



[小学校高学年用](#)



2 「生きる力」をはぐくむ

(16) 体力・運動能力の向上

取組みの重点

運動をすることの楽しさや心地よさを味わい、豊かなスポーツライフにつながる学習を展開する

体育指導においては、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と、多様な運動遊びや運動を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進や体力の向上を図ることが大切である。子供が運動に親しむために、体づくり運動を基盤とした体育指導を行い、自ら考え仲間と協働して学ぶ中で、体を動かす機会の充実と運動をする習慣づくりなどに取り組む。

<具体的方策>

- ・教育活動において幅広く、遊び・体育・スポーツ活動を位置付け、発達段階に応じて体を動かす楽しさや心地よさを味わえるようにする。
- ・子供の能力や適性、興味・関心、地域の実態や校種間のつながりを意識した年間指導計画を作成し、指導の工夫・改善を図る。
- ・各学年で習得すべき学習内容を整理し、系統的な学習を通して、他者と関わり合いながら、体力や技能の向上をはじめ、しなやかで丈夫な体づくりに取り組む。
- ・新体力テストの結果等を活用し、自己の体力や運動能力の状況を把握させ、主体的に体力向上を図る態度を育成する。

関連資料等

○指導者向け研修会

子供の体力を向上させるために、体育担当者・体育科教員を対象に、専門的な見地からの研修会を実施した。



オリンピックによる走り方の指導の研修 創作ダンスの指導の工夫についての研修

○体力向上に向けた取組み

体育の授業をはじめとする学校教育活動の中で多様な運動を行うことを通して、日常的に体力づくりを推進する。



遊具や教具を使用した多様なウォーミングアップ リズムジャンプを取り入れたウォーミングアップ

○西宮市立小学校連合体育大会・西宮市中学校連合体育大会



甲子園球場での演技の発表



集団美をいかしたダンスの演技



学校代表による走競技

体育の授業での取組みを一つの演技として発表するとともに、体育的活動を通じた市内児童生徒の交流を図り、西宮への愛情や誇りを抱く機会となっている。

○トップアスリートによる出前授業



西宮ブルーインズによるフラッグフットボールの授業



トライアスロンのオリンピックによる水泳部への指導

○みやっ子体力向上すくすくプラン

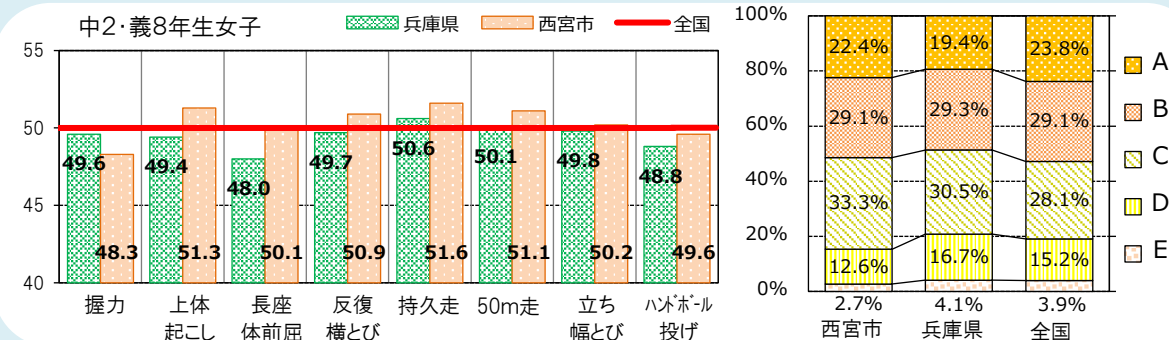
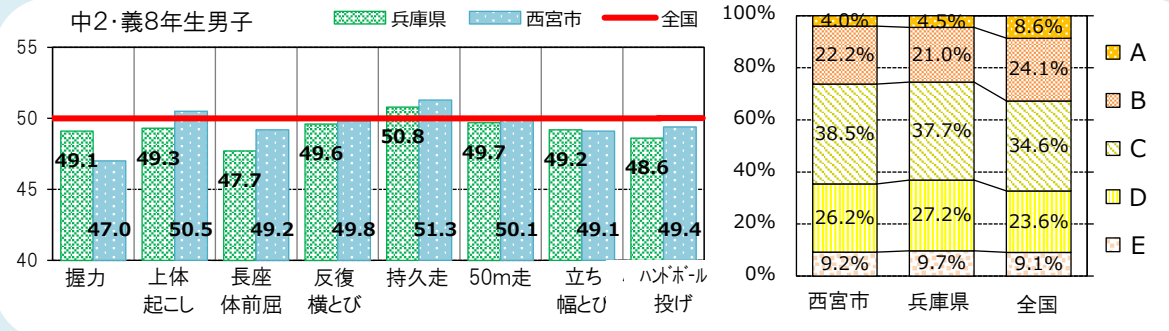
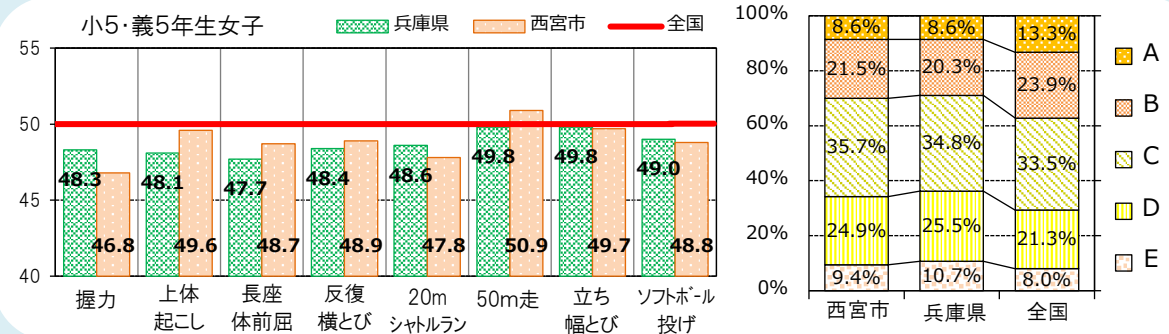
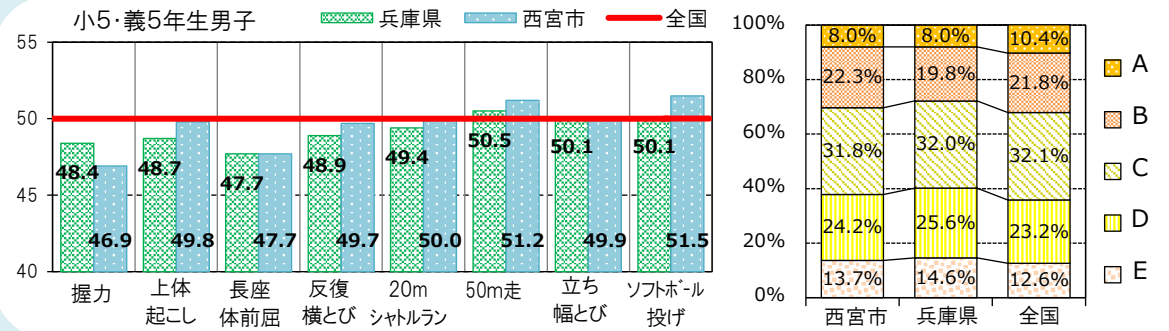


体づくり運動に関するリーフレットと指導資料を活用した、体力向上に向けた学校と家庭での取組みを推進

○新体力テスト結果（「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」スポーツ庁）

左：項目ごとに全国平均を50点として比較したグラフ

右：8種目の総合評価（高得点から順に A～E の5段階）の分布を表したグラフ

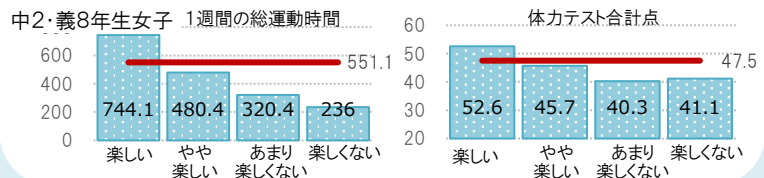


【体力・運動能力の状況】

- ・小学校では、新体力テストの8種目のうち、男子5種目、女子7種目が全国平均より下回っている。
- ・中学校では8種目のうち、平均値を下回ったものが男子5種目、女子2種目であり、男子が昨年度より増加している。
- ・小中学校ともに、50m走の記録は全国平均を上回る傾向が継続されている。

【体育・保健体育授業と運動への関心】（令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査）スポーツ庁

調査結果から、体育・保健体育の授業を「楽しい」と感じている児童生徒は、体力合計点が高く一週間の総運動量も多いということがわかった。また、「卒業後に自主的に運動したい」と考えている割合も高くなっている。今後も体力の向上や生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけることができるよう体育授業の更なる充実を図り、児童生徒が楽しみや喜びを味わえるよう工夫していくことが大切である。



3 子供の育ちをささえる

(1) 教師の資質能力の向上

取組みの重点

新たな教育課題に対応するために、キャリアステージに応じた研修を行う

新たな知識や技術の活用により社会の進歩や変化のスピードが速まる中、教師の資質能力の向上は重要な課題である。学校を取り巻く変化を前向きに受け止め、子供一人一人の学びを最大限に引き出すため、教職生涯を通じて探究心を持ち、自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが求められている。

自ら課題を見出し、積極的・継続的・計画的に研究・修養に励み、キャリアステージに応じた研修計画のもと、自らの強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割等を踏まえながら必要な学びを主体的に行っていくことが大切である。

<具体的方策>

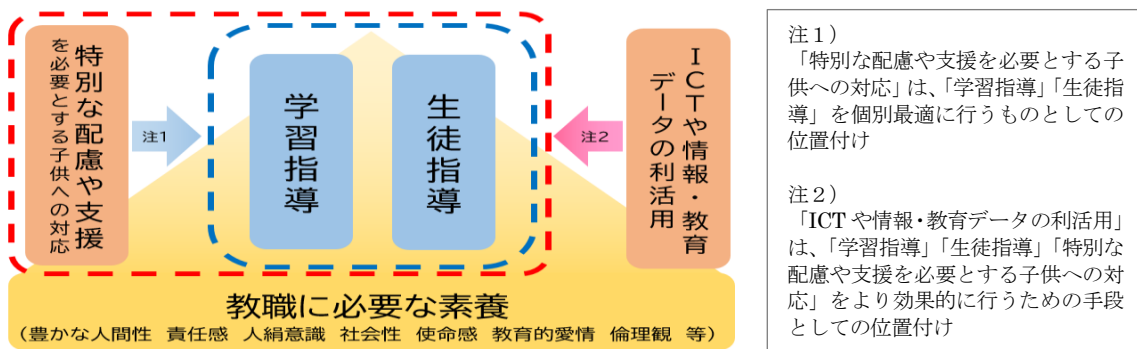
- ・教員資質向上指標等を活用し、各自のキャリアステージに応じた研修計画を立てる。
- ・職務研修等により、授業力や生徒指導力、学級経営力等の資質能力をキャリアステージに応じて身につけていく。
- ・これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせた学習活動の充実に向け、指導力の向上を図る。
- ・研修履歴を活用した教師と学校管理職との対話のもと、教師は自らの専門職性を高めるために主体的に学びをマネジメントし、自らの職能開発のニーズを踏まえた目標を設定する。

関連資料等

○キャリアステージに応じた教員研修計画（「令和5年度 兵庫県教員研修計画」をもとに作成）

年次	1	5	10	15	20	25	30	35	
キャリアステージ	第1期（採用～5年目） 実践的な指導力を伸ばす			第2期（6年目～20年目） 職務に応じて専門性を伸ばす			第3期（21年目以降） より高い力を身につけ後進の育成に生かす		
職務研修	■ 初任者研修 ■ 2年次教員研修 ■ 3年次教員研修 ■ 4年次教員研修 ■ 5年次教員研修			■ 中堅教諭等資質向上研修 ■ 15年次相当研修			■ 教頭研修 ■ 校園長研修 ■ 主幹教諭研修		
専門研修	教科・領域、様々な教育課題に関する研修								
自主研修	研究会・オンライン講座・セミナー・シンポジウムへの参加等								

○教師に共通的に求められる資質「5つの柱」



注1)
「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2)
「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

(R4 「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」文部科学省をもとに作成)

3 子供の育ちをささえる

(2) 校内研究の推進

取組みの重点

学びの質を高める授業改善を柱とした、組織的・計画的な校内研究を行う

授業づくりにおけるこれまでの教育実践の蓄積を継承しつつ、時代に応じた資質・能力をはぐくむために、全ての教職員が、組織的・計画的に校内研究に取り組むことが不可欠である。特に、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を中心に据えた校内研究を進めることが重要である。

そのためには、研究担当者が核となる校内研究を推進し、教員同士が共に学び合い、高め合うことで、子供の学びや育ちを保障する土壌づくりが必要である。

<具体的方策>

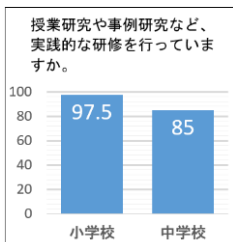
- ・学習指導要領の側面から、カリキュラム・マネジメントや「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善の研究を充実させる。
- ・日常的に学び合う校内研究体制を充実させる。
- ・事前・事後研究会で学び合う喜びを実感できるよう研究会の進め方を工夫する。
- ・PDCA サイクルにより研究推進計画を組織的・計画的に進め、次年度の取組みへつなげる。

関連資料等

○授業改善を柱とした校内研究の取組みと児童生徒の様子

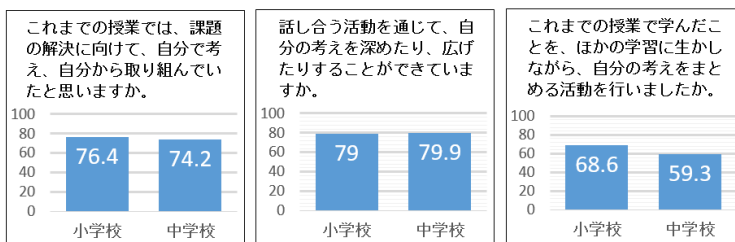
(令和5年度全国学力・学習状況調査質問紙 西宮市の結果より)

【学校質問紙 (肯定的な回答の割合)】



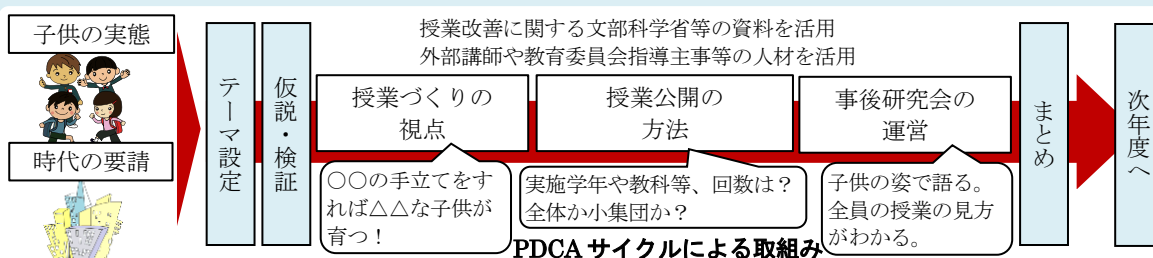
実践的な研修が行われている。

【児童・生徒質問紙 (肯定的な回答の割合)】



自校の課題をもとに校内研究に取り組むことが大切である。

○校内研究の道筋 (モデル)



○校内研究を活性化させる手法 (事前・事後研究会の持ち方、研究会の工夫等)

【事前・事後研究会の実施】

- 研究テーマにそって、教員間で指導案を検討するなど、価値観や課題意識を確認する。
- ねらいや授業仮説をもとに、授業を見る視点や評価の指標を共有する。
- 事前研究会で共有した指標をもとに、研究会の主題を設定する。
- 活発な意見交流ができるように体験・作業・討議を中心とした活動を取り入れ、参加者が主体的に関わることができるように工夫する。

【日常化させた研究会】

- 学年、教科、経験年数等の小集団による授業公開を行う。
 - ・学年内や教科内で授業を見合う。
 - ・年間でペアやグループを作り授業を見合う。
- ・空き時間や放課後を使い、ポイントを絞って協議する。
- ・全校研究会で小集団の取組みを交流する。

【校内研究テーマ例】

- 身近な環境に主体的に関わり、友達と意欲的に遊びを創り出す子供の育成～全身で遊びに没頭する楽しさを味わうために～ (越木岩幼稚園)
- 自ら考え、行動する主体的な学び手の育成～「きくこと」を大切に学級づくり・授業づくりを通して～ (南甲子園小学校)
- よりよい未来を切り拓く児童・生徒の育成～児童生徒の「思考」に焦点をあてて～ (西宮浜義務教育学校)
- 新学習指導要領の研究および PDCA サイクルを生かした教育活動の研究 (西宮東高校)

3 子供の育ちをささえる

(3)業務改善による教育活動の充実

取組みの重点

教職員の健康及び福祉の確保を図り、効果的な教育活動を推進する

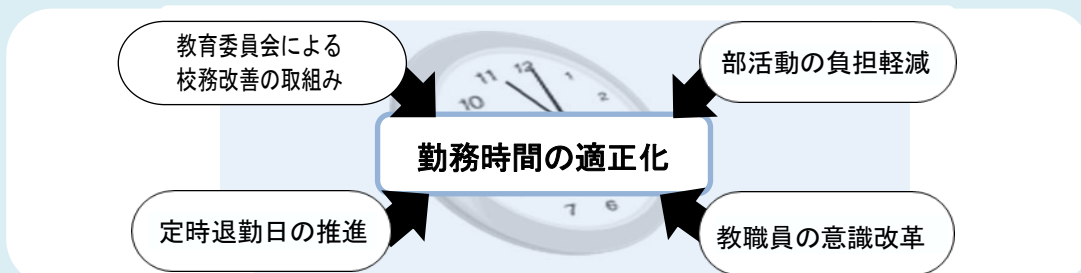
学校におけるこれまでの働き方を見直し、業務改善を進める中で、教職員の専門性を生かしつつ、業務に集中できる時間や、子供と向き合うための時間を十分確保する。また、業務改善の取組みは着実に実施しているものの、より一層、勤務時間の適正化を図るため、教育委員会及び学校が業務改善の取組みを加速させ、教職員のワーク・ライフ・バランスを保持し、持続可能で効果的な教育活動を行うことができるよう取組みを推進する。

<具体的方策>

- ・ 定時退勤日、ノ一部活デーなどの完全実施を図る。
- ・ [業務量の適切な管理に関する規則](#)及び[方針](#)により超過勤務時間を削減する。
- ・ 校内組織等による業務改善、取組目標の達成を推進する。
- ・ 業務改善アドバイザーの活用により教職員の意識改革を図る。
- ・ 勤務時間の可視化による教職員の勤務実態の把握及び着実なマネジメントを推進する。
- ・ ICTの活用による業務の負担軽減及び効率化を推進する。

関連資料等

○勤務時間適正化



○教育委員会の主な取組み

- ・ 小・中・義務教育学校の欠席連絡アプリの導入
- ・ [勤務時間適正化に関するHP](#)、[市政ニュース](#)による広報
- ・ 中学校、高校の部活動方針の推進
- ・ 電話機の自動音声案内の実施
- ・ 校務支援システムの改修・更新
- ・ 文書連絡システムの導入
- ・ ICTを活用した業務効率化の推進（情報共有ツールや連絡ツールの活用、アンケートフォームの作成等）
- ・ 調査、照会等の削減や調査方法等、見直しの推進
- ・ 研修、会議等の削減やWEB会議等、見直しの推進
- ・ 学校園へのチラシ配布等に関する負担軽減の推進

○市政ニュースによる広報

教職員の働き方改革にご協力をお願いします

教育委員会は、学校の働き方を見直し業務改善を進めています。教職員の健康を確保し、児童に対して効果的な教育活動ができる環境づくりにご協力をお願いします。詳細は市のホームページを確認を。

教職員の勤務時間

おおむね午前8時～午後5時
令和元年(2019年)の国の法改正を踏まえ、時間外勤務の上限を設けています

取組事例

- ▶ 登園・登校時間の設定
- ▶ 小・中・義務教育学校で欠席連絡アプリを導入
- ▶ 全学校で自動音声案内の導入
- ▶ 部活動の休養日の設定
- ▶ 中学校・市立高校では週2日以上（平日1日、土日1日）の休養日を設定

学校園からお願い

- 保護者** 緊急の場合を除き、午後5時以降の学校園への電話連絡はできるだけ控えるよう、ご協力ください。夜間の相談等を希望する場合は事前に学校園へご相談ください
- 各種団体・事業者** 学校園への配布物の依頼は、教職員の負担となりますので、控えるようご協力ください

○参考資料

- ・ [教職員の勤務時間適正化推進プラン](#)（H29.4 兵庫県教育委員会策定）
- ・ [学校における働き方改革の取組の徹底について\(通知\)](#)（H31.3 文部科学省事務次官通知）
- ・ [公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針](#)（R2.1 文部科学省告示第1号）
- ・ [学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について\(通知\)](#)（R2.10 文部科学省通知）
- ・ [改訂版 全国の学校における働き方改革事例集](#)（R5.3 文部科学省）
- ・ [教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH100～GOOD PRACTICE in HYOGO100～」](#)（R5.4 兵庫県教育委員会）

3 子供の育ちをささえる

(4) 計画的・効率的な学校園施設の整備

取組みの重点

「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改築・改修を進める

学校施設全体の約7割が築30年以上と、老朽化が進行している。その対応が大きな課題である一方で、老朽化した施設の全てを従来の改築中心の手法で対応することは、市の厳しい財政状況から困難な状況である。

そこで、平成31年2月に策定した「[西宮市学校施設長寿命化計画](#)」(40年計画)に基づき、施設の目標使用年数を原則80年(=長寿命化)とし、令和元年度から計画的な改築・改修を進めている。

<具体的方策>

《施設の長寿命化と予防保全》

- ・ 築25年目と築50年目を改修の標準周期として計画的・予防保全的改修を行う。

《必要な機能の整備と適正化》

- ・ 学校の必要な諸室、避難所機能の整備を行う。
- ・ 省エネルギー・省資源化や保守の効率化等を進める。
- ・ 転用可能教室を他の施設として有効活用する。

関連資料等

○長寿命化とは

Q. 長寿命化とは? → A. 施設をできるだけ長く使用し、有効活用する考え方のこと

○西宮市学校施設長寿命化計画策定の目的

- 1 学校の安全性を確保しつつ、予算の平準化、トータルコストの縮減を図る。
- 2 施設の良い状態を維持し、よりよい教育環境を確保する。
- 3 効果的・効率的に長寿命化を図り、改築や改修、施設の更新の優先順位付けを行う。

○西宮市学校施設長寿命化計画の考え方

望ましい学校規模、工事中の学校・近隣への影響、施工や配置計画の容易性、費用対効果、整備費用の分散等を考慮し、次の考え方を踏まえて学校単位で整備を進める。

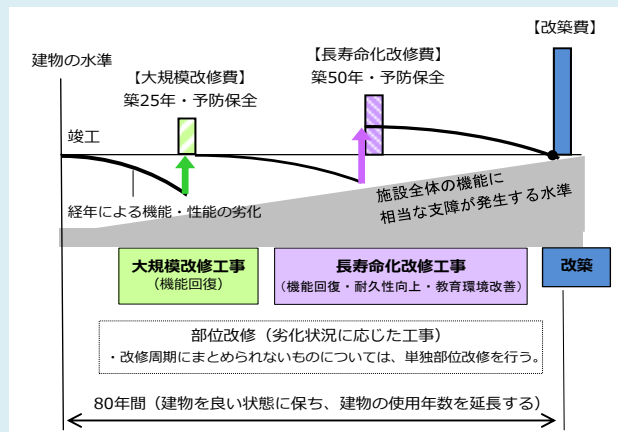
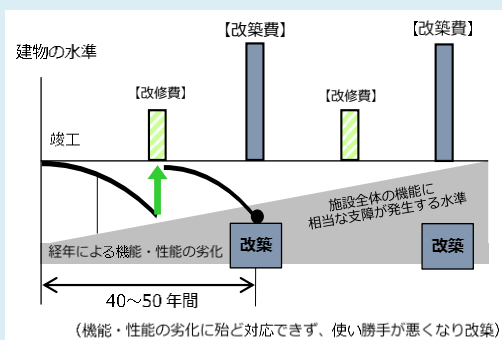
■ 改築時期を集約

原則80年使用するが、築年数の異なる棟がある場合、一定期間に集約して改築を行う。

■ 費用対効果を考慮

学校単位で最も低コストとなる時期を算出し、各棟の使用年数を決定する。

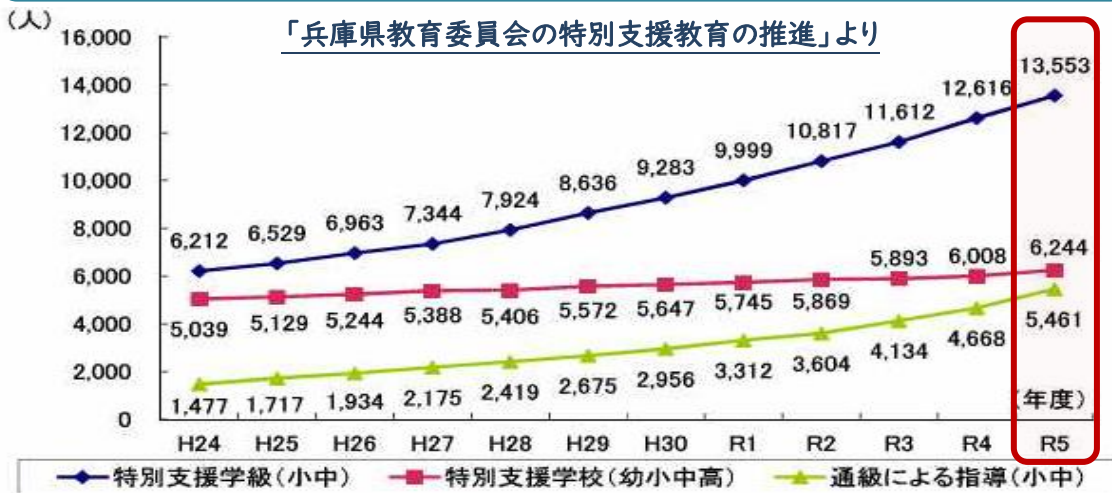
○長寿命化のイメージ



特集

特別支援教育

特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が増えています



【通常の学級】

文部科学省は令和4年「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施しました。その結果、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒数は、小・中学校全体で **8.8%**、小学校だけなら **10.4%**となりました。通級による指導を受けている児童生徒も増加しています。

【特別支援学校・特別支援学級】

「令和5年度兵庫県学校基本調査結果」によると小・中学校の児童生徒数は過去最少の中、特別支援学校の在学者数は**過去最多**となっています。また「兵庫県教育委員会の特別支援教育の推進」の資料によると、特別支援学級在籍者数は年々**増加傾向**にあります。本市の特別支援学級も**同種別が複数**、特別支援学級の1クラスの人数が**急激に増加**しています。

特別支援学級にはどんな種別があるの？

弱視特別支援学級、難聴特別支援学級、言語障害特別支援学級、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱・虚弱特別支援学級があります。

自立活動とは

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導で行う**重要な活動**です。

個々の児童又は生徒が**自立を目指し**、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、**心身の調和的発達の基盤**を培います。

自立活動は**6項目27区分**あります。

(6項目とは健康の保持・心理的な安定・人間関係の形成・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション)

※「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章自立活動」より



【気持ちのカード】

通級による指導とは

兵庫県では通級による指導の担当者を
学校生活支援教員と呼びます。

大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「**自立活動**」に相当する指導を行います。また、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成します。

※「**障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A(改訂第3版)**」(文部科学省 編著)より

こんな子いませんか？



例:漢字をなかなか覚えられない…、感情のコントロールが難しい…、勉強に集中したいのにできない…等

どんな形態があるの？

西宮市では以下の**2種類**

○LD・ADHDなどの児童生徒について
拠点校か、**巡回校**の対応になります。
学校生活支援教員が、巡回校の通級指導教室で行う場合と、
自校の通級指導教室で指導を行う場合があります。

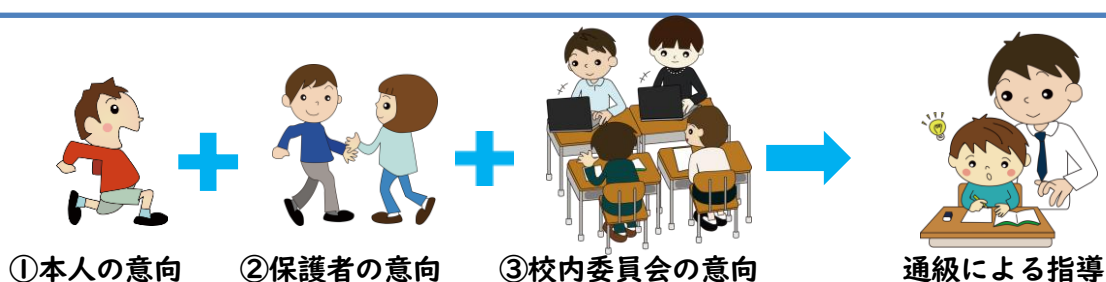


○難聴の児童について
香櫨園小学校が**拠点校**です。
香櫨園小学校の通級指導教室に児童が通って指導を受けることができます。
兵庫県立神戸聴覚特別支援学校へ通う他校通級もあります。



どんな手順が必要になる

以下の**3つ**が必要！



通級による指導を受けるうえで大切なこと

年度途中での
開始、終了が可能です。

- 「**個別の教育支援計画**」及び「**個別の指導計画**」を作成し、それをもとに指導します。
- 通級による指導を受けた時間数や期間等、**指導要録**に記入します。
- 学校生活支援教員**と通常の**学級の担任**とが、**綿密に連携**しながら、校内及び校外の関係者の間で児童生徒の様子や変容の情報を共有しておくことが重要です。校内委員会や特別支援教育コーディネーターの活用も有効です。

学校における合理的配慮の提供について

障害のある子どもやその可能性のある子どもたちが、能力を最大限発揮し、学校生活の中でともに成長していくためには、一人一人に応じた支援や配慮が必要になる場合があります。本人・保護者等のご意向を確認しながら、特別支援教育コーディネーターを中心とする校園内委員会で、必要な支援や配慮について検討し、合意形成の下、関係教職員がチームになって取り組みます。

※令和5年兵庫県教育委員会より

学校で「合理的配慮」の提供が義務となります

合理的配慮の詳細
(インクルDB)



兵庫県公立高等学校入学者選抜
における特別措置



特別支援教育コーディネーターって？

特別支援教育コーディネーターは学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、相談窓口等の役割を担っています。

医療的ケア児とは

医療的ケア児支援センター相談窓口

兵庫県教育委員会特別支援教育課医療的ケア



日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要な園児児童生徒のことを言います。医療的ケアとは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、人工呼吸器管理・経管栄養・酸素療法・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

学校における医療的ケア体制

人工呼吸器

酸素療法



経管栄養

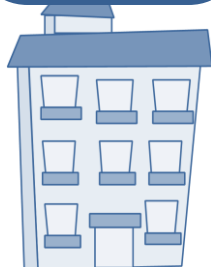
胃ろう

学校における医療的ケア体制については、学校・看護師・教育委員会等、関係者間が役割分担と協力しながら、教育的意義を果たせるような体制づくりを行っています。医療的ケアについては、一律な対応ではなく、主治医訪問を行い、意見や助言を得つつ、個々の状況に応じて、その安全性を考慮しながら対応を行っています。

教育委員会

学校

看護師



看護師は主治医からの指示書を基に医療的ケアを実施しています。

Ⅲ 令和6年度(2024年度)現職教育一覽

学校教育課 35-3857

研修名称		研修期日
研 修 営	校園長研修会	4/15
職 務 研 修	教務主任会	5/14
	特別活動(キャリア教育)担当者会	8/6
	中学校進路担当者会	10/3
	防災教育担当者会	7/24
体 育 指 導 研 修	体育担当者会(小・義・特)	4/16
	体育担当者会(中・義・高)	4/23
	部活動担当者会(中・義)	☆5/14
	小学校体育担当者研修会(小・義・特)	8/20
	小学校地区別体育実技研修会(小・義・特)	6/19
	保健体育科教員実技研修会(中・義・高)	5/13, 8/2
	保健体育科教員実技研修会(中・義)	6/5
	児童生徒支援教員研修会	4/25, 10/29, 2/14
人 権 教 育 研 修	人権教育担当者会	4/18, 2/5
	人権教育地区別研修会	5/16, 6/13
		10/17, 1/23
人権教育指導員研修会		4/11, 2/18
道徳教育推進担当者会		7/22
青少年進路指導員連絡会議		4/22, ★9/3, ★2/12

★はオンラインで開催を予定している会
☆はオンデマンド(動画配信)で予定している会

学校保健安全課 35-3812

研修名称		研修期日
生 徒 指 導 研 修	生徒指導に関する協議の会	4/12, ★6/6, 10/31, ★2/6
	小学校生徒指導担当者会	★5/23, 8/22, ★10/24, 1/10
対 策 研 修 不 登 校	教育相談担当者会(小・中・義)	★5/9
	不登校に関する研修会	8/5
学 校 保 健 研 修	健康教育研修	☆8/5~8/30
	学校保健研修会(管理職研修会)	4/23
	養護教諭研修会	7/8, 2/25
	新任養護教諭(1・2年次)研修会	7/22, 10月, 2月
	養護教諭(6・10・11年次)研修会	7/29
	養護教諭(15・16年次)研修会	7/22
	学校精神保健推進委員研修会	☆4/19
	学校保健担当者会	☆4/19
	応急手当普及員講習会	7月

学校給食課 35-3863

研修名称		研修期日
学 校 給 食 研 修	栄養教諭・学校栄養職員研修会	8/8
	チーフ調理員研修会	4/3, 8/22
	調理従事者等研修会	7/24, 7/25, 8/2
	栄養担当者会	4/12, 5/9, 6/6 7/4, 8/8, 9/6 10/11, 11/8, 12/6 1/17, 2/6, 3/6
食 育 研 修	食育(給食)担当者会	4/22, 7/30
	食育推進研修会	7/30

教育研修課 35-2864 (西宮浜分室 34-1872)

(1) 専門研修

研修名称		研修期日
教科・領域	国語科教育研修 ※下線は企画研修	7/30, <u>8/20</u>
	社会科教育研修※下線は臨地研修 「歩こう知ろう西宮」研修, 二重下線は臨地研修	<u>7/26</u> , <u>8/9</u> , 10月
	算数・数学科教育研修	8/20
	理科教育研修	8/2
	わたしたちの西宮研修	4/24, 8/2
	小学校外国語研修	7/29
	英語科教育研修	7/31
	外国語ワンポイント講座	8/19
	理科ワンポイント講座	4/10, 8/23
教情 育報	情報教育研修	7/25, 7/31, 8/16
	学校事務職員ICT研修	6/20, 9/26, 12/12
課題 教育等	国際教育研修	☆7/19 ~ 8/16
	道徳教育研修	8/5
	人権教育研修 ※下線は企画研修	7/24, 8/9, <u>8/21</u>
	環境教育研修	☆7/22 ~ 8/16
	学級経営研修	7/29
	特別支援教育研修	8/1
	健康教育研修	☆8/5~8/30
	ライフスキル教育研修	8/8
	研究グループ代表者会	5/8
研究グループ活動報告会		2月
企画研修		随時

(2) 職務研修

研修名称		研修期日
研経 修営	校園長研修	8/8
	教頭研修	5/13, 7/2, ☆7/23~8/20, 10/16
主幹教諭研修		☆8/7~8/23
西宮教育推進講座		★5/17, 7/26, 8/2 ★1/10

研修名称		研修期日
年次 研修	初任者研修(共通)	4/3, 4/23, 5/7, 5/14
		5/21, 6/4, 8/6
		7/31~8/2 (2泊3日)
		10/1, 11/12, 1/14
		2/18
	初任者研修(校種別)	(小) 6/11, 9/10, 10/15
		10/29, 1/28, 2/4
		(中) 5/28, 6/18, 9/3
		10/8, 11/5, 1/21
	初任者社会体験研修	夏季休業中に2日実施
	初任者研修校長連絡協議会	☆4/16
	2年次教員研修	(共通) 7/25
		(中) 8/5, 8/21
	2年次教員授業実践研修	(小) 6/11, 9/10, 10/15
		10/29, 1/28, 2/4
		(中) 上記以外に2日
	3年次教員研修	(共通) 7/26
		(小)(中)8/16
	3年次教員授業実践研修	上記以外に1日
	4年次教員研修	8/2
5年次教員研修	8/1	
中堅教諭等資質向上研修	5/1, 7/29, 8/19	
中堅教諭等資質向上研修 校外研修	上記以外に7日	
15年次相当研修	1日	
臨時的任用教員研修	7/30, 1/31	
学校 事務 職員 研修	共通研修 ※下線は企画研修	<u>8/6</u> , 8/19, 11/28
	初任者研修	5/17, 6/14, 7/12, 8/2
		9/13, 10/18, 11/15
	年次研修 I	5/16, 7/11
	年次研修 II	6/13
	年次研修 III	10/17
年次研修 IV	9/12	

教育研修課 35-2864 (西宮浜分室 34-1872)

研修名称		研修期日
幼稚園職務研修	幼稚園新任教員保育実技研修	4/17, 6/26, 8/23, 12/6
	幼稚園3年次・4年次教員研修	6/26, 8/23, 12/6
	幼稚園中堅教員研修	7/29, 8/5
	幼稚園管理職研修	6/27
	幼児教育共通研修	8/5
新転任管理職校務支援システム研修		4/2, 4/3のどちらかに参加
研究担当者会		5/22
英語・外国語担当者会		4/25
学校CIO補佐担当者会		★4/26
学力調査結果説明会		☆10/31~12/27
学校図書館担当者会兼学校司書研修会		5/14
学校司書研修会		4/3, 11/15

特別支援教育課 35-3897

研修名称	研修期日
特別支援教育に係る担当者会	4/3
学校生活支援教員担当者会	4/3

子育て総合センター 35-2857

研修名称		研修期日
専門研修	専門課題研修	5/16, 6/11, 6/18 7/12, 7/30, 9/5, 10/17, 11/1, 12/3
	チャレンジ研修	5/11, 7/6, 9/7, 10/19
事業保認つ小な連携り推進	幼保認小「つながり」連携推進委員会	5/10, 2/19
	幼保認小「つながり」担当者会	5/20, 5/21のどちらか 7月, 2月
	幼保認小「つながり」研修	7/22, 1/17 幼保認小教職員相互研修 (小学校の授業公開は随時実施)

地域・学校支援課 65-1882

研修名称		研修期日
特別支援教育	特別支援教育コーディネーター研修	5/16, 7月, ☆10/30
	特別支援学級担任研修	6/10(病弱), 6/11(弱視) 6/17(難聴), 6/24(肢体) 6/26(自・情), 6/28(知的)
	情報保障研修	8月
	特別支援教育に関する情報化研修	7月
	学校生活支援教員研修	5/29, 7/9, 8/2 10/3, 12/2, 2/12
	特別支援教育支援員研修	4/3, ☆5/30, 7月
	保育支援員研修	4/5, 7/12
	介助支援員研修	4/4, ☆5/30, 7月
	特別支援教育コーディネータースキルアップ研修	☆5/27, ☆6/18, ☆7/1 ★7/25, ★9/3, ★10/21★12/5, ☆1/20
	幼稚園の特別支援教育体制強化に係る担当教員研修	5/24, 8月, 12月

教育基本法 第9条より

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に

教育職員課 35-3854

名称		期日
小学校	校長会議	原則, 毎月第2木曜日
	教頭会議	原則, 毎月第3金曜日
中学校	校長会議	原則, 毎月第1月曜日
	教頭会議	原則, 毎月第1金曜日 ※校長会議を受けて実施
幼稚園	園長会議	原則, 毎月第1水曜日
	教頭会議	原則, 毎月第2火曜日
市・新任管理職研修会(校園長)		5/23
市・新任管理職研修会(教頭)		6/25
市・新任管理者研修(校園長・教頭)		8/20
小学校教頭会夏季研修会		8/5
共同学校事務グループ会議		5/22, 6/26, 7/24, 8/28 9/25, 10/30, 11/27 12/18, 1/29, 2/19
共同学校事務推進協議会		5月, 2月

※ 小学校校長会地区校長会、小学校長会役員会・幹事会、小学校教頭会地区教頭会、小学校教頭会役員会・幹事会、中学校校長会研修会も市教委が開催する

※ 小学校 校長会議・教頭会議には、小学校・特別支援学校・義務教育学校の校長・教頭が出席する

※ 中学校 校長会議・教頭会議には、中学校・特別支援学校・義務教育学校の校長・教頭が出席する

IV にしのみや 学校評価ガイドライン

◆学校評価の取組み経緯

本市では、平成19年度(2007年度)には、各学校の**自己評価の実施と公表**、加えて平成20年度(2008年度)以降は、**学校関係者評価の実施と公表**にも取り組んできました。令和6年度(2024年度)も引き続き、これらの学校評価結果を「より広く」公表するとともに、今後の具体的な目標を示し PDCA サイクルによる学校経営の改善に取り組みます。

◆にしのみや 学校評価ガイドライン

考え方

平成19年度(2007年度)より「にしのみや 学校評価ガイドライン」を策定しましたがこれは以下のことをねらいとしています。

- ①各学校の状況を把握し、市教育委員会の次年度「西宮教育推進の方向」等に生かすとともに、学校に対する支援や条件整備等の参考とする。
- ②共通の評価項目を設定し、市内全体と自校の評価結果を知ること、学校の改善のための情報の一つとする。

毎年、各学校では市教育委員会から示された評価指標に準じて、各項目の評価を行います。その評価を各学校から集約し、市内全体の評価結果について分析と考察を加え、学校教育課のホームページ(※)に公表しています。

この結果を市教育委員会の次年度の取組みや各学校の学校経営方針等に生かすことで、学校と市教育委員会が共に未来に夢を持つ子供の学びを支える学校づくりを目指します。

見方

- ・〔1〕から〔12〕の項目は、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」(文部科学省、平成28年3月22日)の項目に準じています。
- ・〔 〕の中の①②・・・などの具体的な評価内容は、学校教育を推進する上で重点とすべきものを抽出したものです。
- ・各項目4～1の評価の目安は、以下の通りです。
 - 4 評価指標の全てが達成できている(今年度中に達成できる)
 - 3 評価指標のうち、1つ以上が達成できている(今年度中に達成できる)
 - 2 評価指標のうち、1つ以上について検討中である(今年度中には達成できない)
 - 1 評価指標の全てについて、検討もできていない

[学校教育課ホームページ](#)



「にしのみや 学校評価ガイドライン」

カリキュラム・マネジメントの推進

〔1〕組織運営

- | | 4 | 3 | 2 | 1 |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 学校の教育理念や学校経営の目標や方針を明示し、家庭や地域に説明しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 評価活動（PDCA）に基づいた自己評価や学校関係者評価の実施と公表を行い、学校の改善に役立っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 各分掌・学年間が「組織」として協働できるしくみがあり、教育活動を円滑に進めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 他校種との交流・連携を図りながら、学校の課題解決へ方向性や手立てを示しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

〔2〕家庭・地域との連携

- | | | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 学校運営協議会等の会議及びオープンスクールなどにおいて、アンケートや聞き取りを行うなどして、外からの声を学校経営に反映させているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 保護者や地域ボランティアなどの地域の教育力を導入し、家庭・地域との協働体制を確立しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 日々の学習の目的、内容、評価の方法等の学習に関する情報を家庭に提供しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 学校での約束事、家庭での約束事について情報交換を行ったり、学校や家庭・地域での子供の望ましい姿を交流したりして、子育てについて学校・家庭・地域が役割を担うしくみを作っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 学校運営協議会等を通じて家庭・地域と連携し、子供が地域の行事等に進んで参加するように働きかけ、地域の一員としての自覚を育てているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

教育活動

〔3〕教育課程・学習指導

- | | | | | |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 子供の発達段階に応じ、学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 年間指導計画に基づく学習を展開できるように、授業日数及び各教科等の授業時数を確保しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう努めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 学力や運動能力、体力に関する調査結果を生かし、向上に向けた具体的な取組みを行い、その成果が表れているか（※子供のあそびや家庭生活等、実態を調査し保育に生かしているか） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 目標に準拠した評価のあり方についての研究・実践を深め、自校の評価規準に基づいた評価活動及び指導方法の改善を行っているか（※学期ごとに校内研を実施し、市教委や大学の専門家等による指導を受けているか） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ ICTを効果的に活用する授業づくりを行い、子供の学習意欲を高めたか（※幼は導入されていない） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

〔4〕生徒指導・人権教育

	4	3	2	1
① 子供や社会の変化に対応した生徒指導方針となっているか（※学級経営方針や週計画に生かされているか）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② いじめ、問題行動、不登校、虐待、ヤングケアラーなどに対して、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、適切かつ迅速な対応ができているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 家庭との信頼関係を深め、関係機関とも連携を図っているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 互いに尊重し支え合い、所属感の持てる集団ができているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 個に応じた関わり方等の指導計画を立案し実践しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 不登校生の評価について、できる限り多くの評価資料を集め、適切な評価活動を行うことに努めているか（※家庭と連絡を密にし、適切に対応しているか）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 人権教育の4つの内容をバランスよく計画し、学校の教育活動全体を通して実施しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〔5〕道徳教育

① 各教科等との関連を図り、4つの視点に含まれる全ての内容項目を取り上げた「道徳科の年間指導計画」を作成して実践し、子供の育ちに応じた効果が出ているか（※年間指導計画、週計画に組み込まれているか）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 全教育活動の中で道徳性を養うための指導を行い、子供の育ちに応じた効果が出ているか（※日々の保育の中で総合的に指導されているか）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 家庭や地域に、学校の取組みを積極的に発信したり、地域教材を扱う授業等に参加や協力を得るなどして、子供に地域の一員としての自覚を促す取組みを行っているか（※家庭との連携が十分できているか）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〔6〕キャリア教育

① 学校の状況をふまえ、特別活動を要としながらキャリア発達の段階を考慮した組織的・計画的な取組みを行っているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 兵庫版「キャリア・パスポート」、キャリアノートなどを作成・活用し、子供が学習や活動を見通したり、振り返ったりして自分を見つめることで、主体的にキャリアを形成していく力を育成する取組みをしているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 計画的な進路相談、進路情報の幅広い収集や適切な提供等、進路指導体制が充実しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 子供の育ちに応じて、自己の適性や生き方を主体的に考える学習場面や機会を設定しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※①～③ 就学に向けて、滑らかな接続、移行ができるような活動を取り入れているか（幼小連携）				

〔7〕特別支援教育

① 「個別の教育支援計画」を策定し、「個別の指導計画」を作成するとともに、検証・改善のサイクルを確立し、指導及び支援内容の明確化、共有化を図っているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会を定期的（毎月・毎学期等）に開催するなど、校内の支援体制が組織として機能しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 適切な指導及び支援の内容や方法の工夫を図る校内研修等を定期的に行い、障害等による学習上又は生活上の困難を改善し、克服するように進めているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〔8〕 学校図書館教育

- | | 4 | 3 | 2 | 1 |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 学校図書館を効果的に活用するために「学校図書館経営計画」を作成し、適切に実施しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 日常的に読書に親しみ、豊かな人間性を育むことができ、すすんで通いたくなる学校図書館づくりを進めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 読書習慣を定着させるとともに確かな学力や情報活用能力を育むために、学校図書館の活用を図っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

〔9〕 保健教育、保健管理

- | | | | | |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 自校の実態を踏まえた学校保健計画を策定し、保健教育、保健管理、学校保健委員会等の保健組織活動の推進に努めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 日常の健康観察、学校精神保健コンサルテーションなどを通して、子供のメンタルヘルスの理解と対応に努めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

研究・研修

〔10〕 研究・研修

- | | | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 子供の実態から学校課題を明確にし、課題の解決に向けて、組織的・計画的に研究・研修に取り組んでいるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 進んで授業を公開し、教職員自らが積極的に学び、向上する姿勢を持って研究・研修を行っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 幅広い視野から取り組むべき研修課題を見出し、その解決に向け努力しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

環境・管理

〔11〕 施設・設備

- | | | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 学校が生活の場として、清潔で美しく整っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 子供が活用しやすい学習の場としての環境整備ができているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 施設・設備の安全点検を定期的に行い、危険の早期発見及び改善で事故発生防止に努めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

〔12〕 安全管理

- | | | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 個人情報の扱い、情報モラルの徹底等を図るために情報管理体制を整え、定期的な点検活動等を行っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全（防災）を総合した学校安全計画を策定し、安全管理と安全教育を一体的に進めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 子供の安心・安全を守る危機管理体制（心のケア含む）及び救急体制が確立しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 家庭・地域と連携して、地域の実情に応じた防災教育を進めたか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

学校文化の拠点となる学校図書館

読書活動推進による
「確かな学力」
「豊かな人間性」
「情報活用能力」
の育成

- ・西宮市学校図書システム（探調 TOOL）による、蔵書の一括管理と情報の共有化
- ・学校間相互貸借の管理

学校
図書管理
システム

EduNet
(西宮市教育情報
ネットワーク
システム)

情報活用能力を育む
情報センター

市立図書館
との連携

子供の
読書活動
の推進

- ・読書感想文コンクール
- ・読書感想画コンクール
- ・読書会
- ・みやっこ読書手帳（小）
- ・西宮支援学校の図書の充実（特別支援教育センター校）
- ・教科指導等相談事業

豊かな学びを支える
学習センター

- ・調べ学習のための図書の貸出
- ・選書や廃棄に関する助言
- ・授業支援（ブックトークなど）
- ・教員と市立図書館司書によるブックリスト「読んでごらんおもしろいよ」の選定・発行
- ・蔵書検索（WebOPAC）の共有



読書活動の拠点となる
読書センター

学校図書館
ボランティア

- ・開館、カウンター業務の補助
- ・環境整備や読み聞かせ

「子供の居場所」
となる学校図書館

学校図書館
担当教員
(司書教諭)

- ・学校図書館担当教員（司書教諭）としての業務推進に関する担当者会への参加
- ・学校図書館経営計画の策定
- ・学校図書館の活用による、全ての学習の基盤となる言語能力や情報活用能力の育成
- ・西宮市小学校図書館の学習基本図書の活用
- ・読書週間等における読書推進

学校司書
令和元年度より配置

- ・レファレンスや読書相談
- ・カウンター業務や授業サポート
- ・蔵書のデータベース化や環境整備
- ・統計や選書・廃棄の助言

* 学校司書…言語活動や探究的な学習の充実、読書活動等を通じた児童生徒の豊かな人間性の形成を目指し、学校図書館において司書にあたる業務を行う職員

学校図書館と市立図書館の連携

学校図書館では、西宮市図書管理システムによる市立図書館の蔵書検索を活用することで、子供の読書活動の充実につなげている。市立図書館見学、集団読書や調べ学習のための本の借り出し、市立図書館司書によるブックトークなど、学校図書館と市立図書館が連携した取組みも実施している。そして、学校図書館担当教員や学校司書を対象とする研修会に市立図書館司書も参加し、連携強化を進めている。また、市立図書館司書が、学校図書館の蔵書に関する助言や学校図書館ボランティアに対して読み聞かせや本の修理方法等の指導をすることで、学校図書館の充実を図っている。さらに、西宮浜義務教育学校の図書館が西宮浜地域の読書活動の拠点となることを目指し、西校舎図書館を地域に開放している。

西宮市子供読書活動推進計画 [令和元年度～令和6年度] ※令和6年7月頃改定予定

西宮が目指す教育の情報化

GIGA スクール構想

- 1人1台タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する
- これまでの教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

ICT 活用により目指す西宮の子供像

情報活用能力を身につけ、知識基盤型社会及び高度情報化社会で将来にわたって生き生きと活躍する子供

ICT 活用により育成する資質・能力

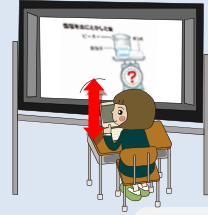
ICT を活用し、自分の思いや考えを伝え合い、高め合う力、プレゼンテーションやコミュニケーション、コラボレーションを通して、協働して課題を解決する力

児童生徒用 ICT 端末による学習

デジタル教科書・教材の有効活用

今までの指導者用デジタル教科書に加え、教科書の QR コードを即時に読み取り、デジタル教材等を活用できます。また、書き込みや消去を簡単に繰り返すことができるので、大型提示装置に表示することにより、考えを可視化し、議論を活性化するなど学習活動の充実につなげることができます。

※「発表しま〜す」、SKYMENU Cloud、スマイルネクスト



全員参加の学習へ

一人一人の考えを同時に共有することができるため、効果的な協働学習を行うことができる。個人で作った物をリアルタイムで一つにまとめてグループで資料を作成することもできます。

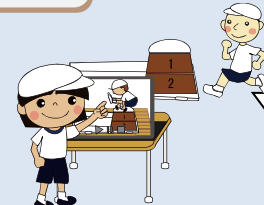
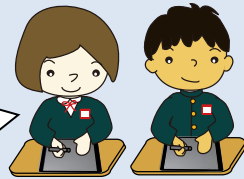
※Teams

学校での活用

デジタルドリルによる個別最適化した学び

子供たちの理解度に応じた問題への取組みや、振り返り学習が充実し、基礎学力の向上につながる。また苦手分野の解析により、教師のきめ細かな指導や支援を的確に行う手助けになります。

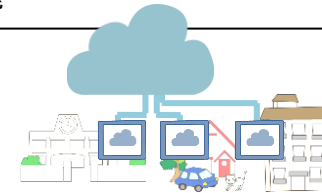
※e ライブラリ



様々な場面での活用

教室での利用以外にも、カメラを利用したフォーム確認や、実験過程の振り返りや、定点観察によるコマ撮り動画の作成等、学校生活の中に新しい教具として入り込んでいきます。

※カメラ機能



家庭での活用について

デジタルドリルによる宿題や反復学習への取組み。課題の作成。アンケートや学校だよりなどの学校からの配布物のデジタル配信やオンラインでの回答や提出。

小・中・義務・特別支援学校の児童生徒用 ICT 端末を西宮市が貸与

○小・中・義務教育学校 (小1)

NEC
タブレット PC (小2~)

Lenovo
ideaPadD330

○特別支援学校

Apple
iPad



非常時

臨時休業等

オンライン



朝・夕の学活
連絡
健康観察
個人面談
学習内容の共有
課題の配布・提出
自主的反復学習
課題の作成

学校ならではの「つながり」と「学び」の継続

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

端末整備

導入期

改善期

充実期

安定期
活用の日常化と深まり

成熟期
複線型の授業展開

活用目標

週2~3回

1日1回

1日1回以上授業

端末利用の日常化

あすなろ

あすなろ	活動時間	受入れ人数	活動形態	活動内容
①なるおきた	月～木 9:15～14:15	40名程度	カリキュラム制 より学校に近い環境 で学びたい	自主学习、交流活動、 スポーツ活動等
②かわらぎ	月～木 9:30～11:30	40名程度	カリキュラム制 より学校に近い環境 で学びたい	自主学习、交流活動、 スポーツ活動等
	月～木 13:00～15:00	40名程度	フリーセクション制 活動内容を自分で選 択したい	様々な活動から自分 の活動したいものを 自由に選択する
③やまぐち	月・火・水・金 13:10～15:10	15名程度	ショートタイム制 集団は可。短時間か ら始めたい	自主学习 交流活動等
④みらい	月～木 午前の部 9:30～11:30	20名程度	少人数制 緩やかに集団に慣れ たい	自主学习、交流活動 (ソーシャルスキル) 等
	午後の部 13:00～15:00	20名程度		
⑤しおせ (サテライト)	月・木 13:00～15:00	15名程度	ショートタイム制 週2日、短時間から 始めたい	自主学习 交流活動
⑥うえがはら (サテライト)	火 13:00～15:00	15名程度	ショートタイム制 週1日、短時間から 始めたい	自主学习 交流活動
⑦はまわき (サテライト)	金 13:00～15:00	15名程度	ショートタイム制 週1日、短時間から 始めたい	自主学习 交流活動
⑧あすなろ オンライン (オンライン支援)	水 9:30～11:30	適宜	ICTを活用した支援 まずは「つながること」 から始めたい	オンラインでの自主 学習・交流活動
⑨あすなろとーく (オンライン支援)	月～金 14:00～16:00 (事前予約制)	適宜	ICTを活用した支援 あすなろの支援員と「お 話」してみたい	オンラインを活用し た対話の時間

① **なるおきた**

花園町 10-20 鳴尾北幼稚園休園施設内

② **かわらぎ**

中島町 5-2 瓦木幼稚園休園施設内

③ **やまぐち**

山口町上山口 2-3-43 山口中学校内

④ **みらい**

高畑町 2-77 西宮市立こども未来センター内

★④…地域・学校支援課 ☎0798-65-1881 (保護者向け) ☎0798-65-1882 (学校向け)

★①～③、⑤～⑨…学校保健安全課 ☎0798-35-3884

⑤ **しおせ(サテライト)**

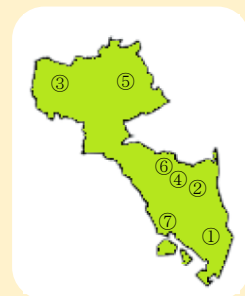
名塩新町 1 塩瀬公民館内

⑥ **うえがはら(サテライト)**

六軒町 1-32 上ヶ原公民館内

⑦ **はまわき(サテライト)**

浜脇町 5-14 浜脇公民館内



主な相談機関 I (西宮市)

相談機関名		相談内容	受付曜日・時間	場所・受付電話番号
こども未来センター	(保護者・本人) 相談支援チーム	市内在住の 18 才までの子供及びその保護者を対象に、子供の発達・障害・療育・不登校・情緒不安定・性格等の悩みについての相談	【電話相談】 【来所相談】要予約 月曜日～土曜日 9:00～19:00 (土曜日は 17:00 まで)	西宮市高畑町 2-77 0798-65-1881
	(学校園・関係機関) 学校園支援チーム	西宮専門家チーム、特別支援学校の巡回相談、アウトリーチ、「あすなる みらい」の利用等に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市高畑町 2-77 0798-65-1882
学校保健安全課	生徒指導チーム	生徒指導に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3795
	いじめ相談チーム	いじめに関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-33-0077 (専用)
	保健安全チーム	学校保健・安全に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3860
	不登校対策チーム	「あすなる なるおきた、かわらぎ、やまぐち、しおせ、うえがはら、はまわき」の利用等に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3884
特別支援教育課		特別支援教育に関する相談 就園・就学相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3897
学校教育課 こころの教育推進 チーム		日本語指導を必要とする幼児児童生徒 (外国人・帰国児童生徒) への指導・支援に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3857
子育て総合センター		乳幼児への関わり方や発達、生活習慣についてなど、子育ての悩みに関する相談	月曜日～土曜日 (祝日、年末年始は除く) 9:00～17:30 (土曜日 12:00～13:00 は除く) 【電話・面談・Eメール】 (のびのびあおぞら館 HP の専用フォームを利用) 面談のみ要予約	西宮市津田町 3-40 0798-35-5151 (専用ダイヤル)
子供家庭支援課	家庭児童支援 チーム (子育て・児童虐待防止)	・子供に関する悩みごと、養育についての相談 (必要に応じて専門機関の紹介) ・児童虐待通報の相談窓口、子供のしつけや虐待に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30 【電話・面談】 (面談の場合はなるべく事前申込)	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 7 階 0798-35-3089 0798-35-3749
	母子・女性支援 チーム (ひとり親・女性)	・母子家庭・父子家庭の生活上の悩みや子供の養育問題に、母子・父子自立支援員が対応 (離婚や経済的な相談にも応じる) ・家庭生活等の女性の悩みや心配ごとに女性相談支援員が対応	月曜日～金曜日 9:00～17:30 【電話・面談】 面談のみ要予約	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 7 階 0798-35-3166

主な相談機関Ⅱ（兵庫県・民間）

相談機関名	相談内容	受付曜日・時間	場所・受付電話番号
ひょうごっ子 悩み相談センター (兵庫県教育委員会) ※令和6年4月に名称等変更予定。詳細は、当センターのホームページでご確認ください。	いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子供のSOS全般についての相談	【電話相談】 毎日24時間	ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全>相談24時間ホットライン 0120-0-78310 (通話料無料・携帯電話可) ※24時間子供SOSダイヤル
		平日 9:00～17:00 (土日・祝日 12/29-1/3は休み)	0120-783-111 (通話料無料・携帯電話不可)
		【予約受付】 平日 9:00～17:00 【面接相談】 要予約 平日 9:00～17:00 (土日・祝日 12/29-1/3は休み)	加東市山国 2006-107 0120-0-78310 (通話料無料・携帯電話可) 0120-783-111 (通話料無料・携帯電話不可)
ひょうごっ子 悩み相談センター (阪神教育事務所分室)	いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子供のSOS全般についての相談及び通報	【分室・電話相談】 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (12/29-1/3は休み)	ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全>相談・通報窓口 0798-23-2120
		【分室・面接相談】 要予約 毎月第3水曜日 14:00～16:00	西宮市榎塚町 2-28 兵庫県西宮庁舎内 阪神教育事務所 0798-23-2120
兵庫県立 但馬やまびこの郷	不登校児童生徒とその保護者及び指導者の相談 カウンセリング	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	朝来市山東町森字向山 3045-101 079-676-4724
心の教育推進センター 特別支援教育相談 (兵庫県教育委員会)	LD・ADHD等の発達障害をはじめとする障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもの学習・生活等の相談	【電話相談・来所相談】 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く) ※来所相談については要予約	加東市山国 2006-107 0120-332-558
兵庫県西宮 こども家庭センター (児童相談所)	養護相談(児童虐待を含む) 保健相談 障害相談(肢体不自由、知的障害、自閉症等) 非行相談(ぐ犯、触法) 育成相談(性格行動、不登校、しつけなど)	【電話相談】 月曜日～金曜日 9:00～17:30 ※24時間ホットラインや児童相談所虐待対応ダイヤルは、平日夜間や土日祝も対応	西宮市青木町 3-23 0798-71-4670 児童虐待防止 24時間ホットライン 0798-74-9119 児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちばやく)
西宮少年 サポートセンター (兵庫県警少年課)	非行問題、交友問題等少年に関する悩み、困りごとを解決するため、専門的な立場から相談	月曜日～金曜日 9:30～17:30 面接相談 要予約	西宮市神祇官町 2-6 西宮市教育委員会神祇官分室 2階 0798-67-0776 ヤングトーク 県警本部少年相談室 0120-786-109
民間における相談 (児童養護施設三光塾)	子育て・育児に関する相談、児童虐待に関する相談	毎日24時間対応	西宮市小松西町 2丁目 6-30 子育てテレフォンハッピートーク 0798-45-5535